

【一般競争入札 総合評価落札方式 施工能力評価型 (Ⅱ型)】

入札説明書(余裕期間制度)

中部地方環境事務所信越自然環境事務所の建築工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和3年8月6日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 堀内 洋

3. 工事概要

- (1) 工事名 令和2年度(繰越補正)中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事
(2) 工事場所 長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地
(3) 工事内容 既存公衆トイレの老朽化のため、建て替えを2箇年にわたり計画している。当工事は大正池ホテルに隣接する駐車場内に、先行工事として浄化槽を設置するものである。

浄化槽規模：304人槽×45.6m³/日 流入水質：BOD 260mg/L

上部荷重：大型車駐車可能

排水方式：自然流入(GL-1000mm)・自然放流。

(ブロワ、制御盤を次年度以降に設置し、浄化槽を稼働させる)

(4) 工期 【任意着手方式】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者の確保等の準備を行うことのできる余裕期間を設定した工事であり、下記の期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことが出来るが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から129日間

(ただし、令和3年10月23日(工事着手期限)までに工事を開始すること。)

なお、低入札価格調査等により、上記の着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から129日間で工事を完了させること。

(5) 主任技術者の専任期間

- 1) 契約の締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者または監理技術者の設置を要しない。

- 2) 契約締結日の翌日から現場施行に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始するまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- 3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書等」における日付）とする。

(6) 工事の実施形態

- 1) 本工事は、入札時に企業の技術力及び技術者の能力等の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の工事である。
- 2) 本工事は、資料の提出及び入札を電子調達システムで行う対象工事である。なお、紙入札方式の承諾に関しては、下記6. の担当部局に承諾願を提出するものとする。
 - ① 当初より、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
 - ② 電子調達システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
 - ③ 以下、本説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、すべて上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。
- 3) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- 4) 本工事は低入札価格調査制度の調査対象工事である。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、予決令という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札までに環境省における令和3・4年度一般競争参加資格者で建築工事A・B等級の認定を受けていること。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 信越自然環境事務所管内に建設業法に基づく建築一式工事の許可を受けた本店・支店及び営業所を有すること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成19年度以降に元請けとして完成した建築工事で、下記1)～3)の要件を満たす工事の施工実績

を有することし、建設共同企業体の実績を持って単体として応募する場合は出資比率が20%以上の場合のものに限る。環境省発注の工事に係るものにあつては評定点合計が65点未満のものは除く。

- 1) 国、県、市等が発注する公共工事であること。
 - 2) 同種工事：建築物面積300 m²以上で、浄化槽を有し、新築又は延床面積の1/2以上の増築工事（建築基準法第6条の規定による確認申請又は建築基準法第18条の規定による計画通知を要する工事とする。）ただし、個人住宅及び軽微なものは除く（軽微なものとは、500万円未満の工事をいう。）降雪時期による施工実績があること。
 - 3) 1)から2)は同一工事であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
- 1) 1級建築施工管理士、2級建築施工管理技士、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - 2) 平成19年度以降に、元請けとして完成した下記に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ただし、環境省発注の工事に係る経験である場合にあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
 - ① 国、県、市等が発注する公共工事であること。
 - ② 同種工事：建築物面積300m²以上で、浄化槽を有し、新築又は延床面積の1/2以上の増築工事（建築基準法第6条の規定による確認申請又は建築基準法第18条の規定による計画通知を要する工事とする。）ただし、個人住宅及び軽微なものは除く（軽微なものとは、500万円未満の工事をいう。）降雪時期による施行実績があること。
 - ③ ①から②は同一工事であること。
 - 3) 前記1)の資格及び2)の施工経験を有する専任補助者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は前記2)の施工経験を有するか、または前記2)の施工経験に代えて下記（a）の施工経験を有すること。（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
（a）平成31年度以降に、国又は地方公共団体発注の建築工事の主任（監理）技術者もしくは現場代理人としての施工経験があること。また、当該施工経験の、環境省発注の工事に係るものにあつては、工事の評定点合計が65点未満のものを除く。
 - 4) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 5) 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示する資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
なお、恒常的な雇用とは入札の申込み（競争参加資格確認申請）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成13年1月6日付け環境会発第9号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 上記3.（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面にお

いて関連がある建設業者でないこと。【受託者が設計共同体である場合は「3. (1)に記した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。」と記載する。】

上記3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

・株式会社KRC

当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の1)又は2)に該当する者である。

1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 親会社と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

5. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

1) 企業の技術力等

A. 企業の施工能力

(a) 同種工事の施工実績

(b) 工事成績

(c) 表彰等

(d) 地域精通度（地理的条件）

(e) 地域貢献度（災害時等における活動実績）

(f) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況

B. 配置予定技術者の施工能力

- (a) 同種工事の施工経験と立場 (b) 工事成績
 (c) 表彰等
 (d) 継続教育 (CPD 及び CPDS) の取組状況

(2) 総合評価の方法

1) 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

2) 加算点

- ① 上記(1)の評価項目について、下記3)の表で定めるところにより加算点を与える。
 ② 配置予定技術者として主任技術者又は監理技術者の他に専任補助者(現場代理人との兼務は認める)を配置する場合は、主任技術者又は監理技術者の評価に替えて専任補助者の施工能力で評価する。なお、専任補助者は4.(6)1)、及び2)並びに4)及び5)を有する者であること。

3) 施工能力評価型の評価項目及び配点

(ア) 企業の技術力評価 (加算点)

施工能力評価型の (I 型、II 型) に共通の内容

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準
企業の施工能力	同種工事の施工実績	平成19年度以降に元請として完成した同種工事の施工実績 【過去15年間の同種工事实績】	より同種性が高い施工実績 : 4点 同種性が認められる施工実績 : 2点 施工実績が無し : 0点 (例えば、ヘリを使った登山道の工事延長(何m以上)、園地の施工面積(何㎡以上)、木造低層建築物の施工面積(何㎡以上)等) ※より同種性の高い工事とは、同種性に加え、構造形式、規模・寸法、仕様機材、架設工法等について、更なる同種性が認められる工事
	工事成績	平成31年度～令和2年度の建築工事の工事成績評定点の平均点(少数第1位四捨五入) 【同じ工種区分の過去2年間の平均成績で65点以上であり65点未満の工事が無いこと】 (過去2年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積度合に応じて年数の延長が出来る(最大5年)とする)	80点以上 : 6点 75点以上80点未満 : 4点 70点以上75点未満 : 2点 65点以上70点未満又は成績なし : 0点 【成績評定点の平均点は少数点第1位を四捨五入し整数止めとする】

		J V時の実績を持って単体として応募する場合は出資比率が20%以上の場合に限り工事成績を評価の対象とする。	
表彰等	<p>平成31年度～令和2年度(表彰年度)の表彰の有無</p> <p>【同じ工種区分の過去2年間の工事の表彰を対象】</p> <p>(過去2年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、年数の延長が出来る(最大5年)とする)</p> <p>J Vの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。</p> <p>J Vで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。</p> <p>ただし、表彰を受けた翌日から申請書の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。</p>	<p>表彰有り : 2点</p> <p>表彰無し : 0点</p> <p>【国、都道府県、市町村の表彰とし、感謝状は含まない】</p>	
地域精通度(地理的条件)	<p>信越自然環境事務所管内における、建設業許可に係る本店・支店・営業所の所在の有無(本店・支店等は適宜選択)</p> <p>【施工能力評価型の時に評価】</p>	<p>本店・支店・営業所が信越自然環境事務所管(長野、岐阜、新潟、群馬、及び富山県)内に有り : 1点</p> <p>管内に無し : 0点</p>	

<p>地域貢献度 (災害時等における活動実績)</p>	<p>令和1年度～令和2年度の災害時等の活動の有無</p> <p>【過去2年間の活動実績】</p> <p>[評価対象の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時対応協定(他省庁等も含む)に基づく活動実績 ・大規模災害時の応急対策実績 <p>【実績がある場合は事実を証明出来る資料を添付】</p>	<p>管内地域において、活動実績有り：1点</p> <p>管内地域において、活動実績無し：0点</p> <p>※上記に関し、複数の活動実績の申請があっても1つのみ評価する。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス等(注)の推進に関する取組状況</p> <p>※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	<p>区分1 ※1</p> <p>女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)</p> <p>区分2 ※1</p> <p>次世代法に基づく認定(くるみん認定企業)</p> <p>区分3 ※1</p> <p>若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)</p>	<p>3段階目 : 4点</p> <p>2段階目 ※2 : 3点</p> <p>1段階目 ※2 : 2点</p> <p>行動計画 ※3 : 1点</p> <p>認定無し : 0点</p> <p>※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要</p> <p>※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)</p> <p>プラチナくるみん : 3点</p> <p>くるみん : 2点</p> <p>認定無し : 0点</p> <p>認定あり : 2点</p> <p>認定無し : 0点</p>

<p>配置予定技術者の施工能力</p> <p>(複数の候補技術者の実績が提出された場合は能力評価の最低の者を評価する。ただし、専任補助者を配置する場合には専任補助者の能力で評価する。)</p>	<p>同種工事の施工経験と立場</p>	<p>平成19年度以降に元請として完成した施工経験</p> <p>【過去15年間の同種工事实績】</p> <p>工事経験と立場の提出は1件とする。</p>	<p>より同種性の高い工事において、監理（主任）技術者として従事：6点</p> <p>より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者として従事：3点</p> <p>同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事：0点</p> <p>【同種性の設定は、企業の施工能力の同種工事の施工実績と整合をさせる】</p> <p>※より同種性の高い工事とは、同種性に加え、構造形式、規模・寸法、仕様機材、架設工法等について、更なる同種性が認められる工事</p>
		<p>上記、施工経験の工事における立場</p>	<p>主任（監理）技術者又は現場代理人：2点</p> <p>担当技術者：0点</p> <p>※施工経験とした工事の工期内に複数の役職に従事している場合は、評価の低い方で評価する。また、技術者の従事すべき期間の途中から従事する場合及び途中から離任する場合は評価しない。</p>
	<p>工事成績</p>	<p>国及び県、市等における平成31年度～令和2年度の工事種別で建築工事の工事成績評定点</p> <p>【同じ工種区分の4年間の平均成績で65点以上であり65点未満の工事が無いこと】</p> <p>評価の対象とする工事は、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム」（以下：CORINSという。）に従事技術者として登録された工事を対象とする。</p> <p>J V時の実績を持って単体として応募する場合は出資比率が20%以上の場合に限り工事成績を評価の対象とする。</p>	<p>80点以上：6点</p> <p>75点以上80点未満：4点</p> <p>70点以上75点未満：2点</p> <p>65点以上70点未満又は成績なし：0点</p> <p>※申請された工事の工事成績により評価する。なお、複数の工事がある場合は工事毎に申請する。ただし、申請した工事がCORINSの登録の工事種別と異なる場合には評価の対象とせず0点とする。</p>

	表彰等	平成31年度～令和2年度(表彰年度)の技術者(工事)表彰の有無 【同じ工種区分の過去4年間の工事を対象】 または平成31年度～令和2年度(表彰年度)の優良工事表彰の監理技術者または主任技術者の有無	表彰有り : 2点 表彰無し : 0点 【国、都道府県、市町村の表彰とし、感謝状は含まない】
	継続教育(CPD及びCPDS)の取組状況	令和2年度の継続教育における取得した合計の単位を評価する 【前の年度を対象】 各協会等が発行する学習履歴証明書の写しを添付すること	令和2年度に20単位以上の取得有り : 1点 令和2年度に20単位未満 : 0点
企業の技術力及び 予定管理技術者の能力の評価 (加算点)		40点満点	

4) ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定通知書等の確認

評価の対象とする認定等を証する下記書類(当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等)の写しを提出する。

なお、複数の認定通知書等を企業が取得の場合は、5(2)3イ)企業の技術力評価(加算点)において下記の①～④で最も配点の高い認定通知書等の写しを提出する。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定(えるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書
※労働時間の基準を満たすものに限る。
- ② 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。)に基づく認定(ユースエール認定)に関する基準適合事業主認定通知書
- ④ 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定届(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)

※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書(内閣府男女共同参画局長の押印があるもの)の写しを添付すること。

5) 評価値

価格及び上記3)の表による評価に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記1)、2)及び3)により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

【参考】 評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

(3) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。上記(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。
- 2) 1)において、評価値が最も高い者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

6. 担当部局

〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階
信越自然環境事務所 総務課
電話 026-231-6570 (代表)
FAX 026-235-1226

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- 1) 提出期間：電子調達システム及び郵送の提出は、令和3年8月6日から令和3年8月23日の8時30分から17時00分まで。【土日、祝日をはさむ場合は、「土曜日、日曜日及び祝日を除く」を記載する。】
- 2) 提出場所： 6. に同じ。
- 3) 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、環境省入札心得の様式2を添えて郵送（書留郵便等）にて受付期間内必着で1部提出すること。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。

下記1)の同種の工事の施工実績及び下記2)の配置予定の技術者の同種の工事の経験と立場については、平成19年度以降【標準として過去15年】かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに限り記載すること。ただし、専任補助者を配置することで主任（監理）技術者の同種工事の経験に代えて4. (6)3)①の施工経験で競争参加資格申請を行う場合の施工経験は平成30年度以降、【標準として過去5年】かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに限り記載すること。なお、「同種の工事の施工実績等」（別記様式2-1）に記載する工事、「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式3-1-1）及び「専任補助者の資格・工事経験」（別記様式3-1-2）の「工事の経験の概要」に記載する工事が環境省発注の工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

1) 施工実績【施工実績を競争参加資格とする場合に追加すること】

4. (5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2-1に記載すること。なお、5. (2)3)(イ)企業の技術力評価の同種工事の施工実績が判断できる内容を工事概要に記載すること。同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

2) 配置予定の技術者

4. (6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3-1-1に記載すること。

なお、専任補助者（現場代理人との兼務は認める）を配置することで主任（監理）技術者の評価に代えて専任補助者の同種工事の施工経験と立場の評価を受ける場合で、主任（監理）技術者の同種工事の経験に代えて4. (6)3)の施工経験で競争参加資格申請を行う場合は、別記様式3-1-1の工事の経験概要欄に当該施工経験を記載すること。

専任補助者を配置する場合は、別紙様式3-1-2も記載すること。いずれの場合も記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、主任（監理）技術者は複数の候補技術者を申請できるが、専任補助者については1名の申請とする。

同一の技術者（専任補助者を含む）を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

5. (2)3)(イ)の配置予定技術者の施工能力の工事成績の評価において、主任（監理）技術者の評価を受ける場合には、「主任（監理）技術者における工事種別で建築工事の工事成績」（別記様式3-2-1）を提出すること。

また、専任補助者を配置することで主任（監理）技術者の評価に替えて専任補助者の工事成績の評価を受ける場合には、「専任補助者における工事種別で建築工事の工事成績」（別記様式3-2-2）を提出すること。

なお、いずれの場合もCORINSに従事技術者として登録された工事を対象（JV時及び単体時の工事成績も含む）として該当する工事一件について記載する。

工事の成績が無い場合は提出の必要はない。また、申請した工事がCORINSの登録の工事種別

と異なる場合には5.(2)3)企業の技術力等評価の対象としない。

複数の主任(監理)技術者候補の実績が提出された場合は、配置予定技術者の能力評価(同種工事の施工経験と立場、工事成績、表彰、継続教育)の最低のものを評価する。

ただし、専任補助者を配置する場合は、専任補助者の能力で評価する。5.(2)3)企業の技術力等評価の評価について複数の専任補助者の実績が提出された場合は、専任補助者としての配置は認めない。

なお、正当な理由がなく工事着手時に専任補助者を配置されない場合は、工事成績評定ポイントから5点を限度に減点することがある。

3) 契約書の写し

1)の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び同種工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

4) 社会保険等への加入状況確認

4.(12)について確認するため、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書の写しを提出すること。

(4) 競争参加資格の確認結果は令和3年9月3日までに電子調達システムにて通知する。(ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。)

(5) その他

1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書及び資料に関する問い合わせ先6.に同じ。

6) 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。

① 配布(ダウンロード)された様式をもとに作成するものとする。

② 複数の申請書類は、1つのPDFファイルにまとめ添付資料欄に添付して送信すること。

なお、提出するファイル容量は10MB以内(圧縮ファイルを活用した場合も同様)とし、やむを得ず申請書及び資料が10MB以上となる場合は目録のみ送信し、別途CD-ROM等を令和3年8月23日17時00分までに郵送(書留郵便に限る。)すること。

8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格が無いと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

1) 提出期限: 令和3年9月9日 17時00分。

2) 提出場所: 6.に同じ。

3) 提出方法: 電子調達システムにより提出すること。ただし、書面は持参することにより提出することもできるが、郵送又は電送(ファクシミリ)、電子メールによるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和3年9月10日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - 1) 提出期間： 令和3年8月6日から令和3年9月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の8時30分から17時00分まで。
持参する場合は、上記期間の8時30分から17時00分まで。
 - 2) 提出場所： 6. に同じ。
 - 3) 提出方法： 電子調達システムにより提出すること。ただし、書面を持参し、又は郵送することもできる（書留郵便に限る。）。電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和3年9月7日までに信越自然環境事務所ホームページの当該入札公告掲載ページに掲載する。

10. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。入札書提出期限は次のとおりとする。
 - 1) 電子調達システムによる入札の締め切りは、令和3年9月14日（火）14時00分。
 - 2) 紙による持参の場合は、令和3年9月14日（火）14時00分に入札場所に持参すること。
- (2) 場 所： 〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階
信越自然環境事務所 会議室

11. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行長野支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 信越自然環境事務所）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 信越自然環境事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査を受けたものとの契約については請負代金額の10分の3以上とする。

13. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(2) 工事費内訳書は発注者名、商号又は名称、代表者氏名、住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。なお、電子調達システムによる場合は、Excel形式で作成を行うこと。

工事費内訳書の提出形式は、下記のとおりとする。

参考数量内訳書に掲げる種目別内訳及び科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札は押印すること。）。

様式は、自由とするが、その構成は公共建築工事内訳書標準書式による。

なお、科目別内訳書、細目別内訳書の添付されていない場合は、下記表1.(1)に該当するものとして、入札を原則無効とする。

公共建築工事内訳書標準書式URL

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s-utiwakesyo_syosiki.htm

(3) 工事費内訳書は入札書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書提出時までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出する。

(4) 入札参加者は記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、契約担当官又は支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、下記表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(5) 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

【表】

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子調達システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合

	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

14. 開札

開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。紙による入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、5.(4)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、指名停止の措置が講じられるので注意されたい。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

17. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者（専任補助者を含む。）の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、4.(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、主任技術者又は監理技術者の配置にあたっては、「監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日国土交通省総合政策局建設業課）」によらなければならない。

また、専任補助者を配置する場合にあたっては、当該企業との雇用関係及び工事現場の専任について主任技術者又は監理技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

18. 契約書作成

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

19. 支払い条件

(1) 前金払 有り

(2) 低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案第34条(A)第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。

20. 火災保険付保の要否 要

21. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

22. 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に電子調達システムにより、支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式の場合は紙により提出することができる。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に電子調達システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

23. 再苦情申立て

8.(2)の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は23.(2)の非落札理由の説明に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により、環境省大臣官房会計課長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、環境省入札監視委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申立ての問い合わせ及び提出先

環境省大臣官房会計課 監査指導室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

中央合同庁舎5号館24階

電話 03-3581-3351（代表）

(2) 受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

（持参の場合は12時から13時までの間を除く。）

(3) 再苦情申立書の様式の入手先は、6.に同じ。

※政府調達に関する協定の対象となる工事については、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

24. 関連情報を入手するための照会窓口 6.に同じ。

25. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊信越自然環境事務所入札心得及び別冊契約書案を熟読し、信越自然環境事務所入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. (3)2)の資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に配置すること。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (6) 電子調達システムは土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から18時30分まで稼働している。
- (7) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
政府電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889(ナビダイヤル)
政府電子調達システムホームページアドレス <http://www.geps.go.jp/>
- (8) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
 - ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子調達システムから自動発行）
 - ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・辞退届受信確認（電子調達システムから自動発行）
 - ・辞退届受付票
 - ・日時変更通知書
 - ・入札書受信確認（電子調達システムから自動発行）
 - ・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札書受信確認（電子調達システムから自動発行）
 - ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・決定通知書
 - ・保留通知書
 - ・取止め通知書
- (9) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子調達、紙による持参、郵送が混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分を目途に発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (10) 落札となるべき入札をした者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、くじの日時及び場所については、発注者からメールにより指示する。
- (11) 専任の主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられる工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、主任技術者又は監理技術者とは別に、4. (6)1)、4)及び5)に定める要件と同一要件を（工事経験を除く。）を満たす技術者を専任で1名現場に配置す

ることとする。

なお、当該技術者及び監理技術者等と、現場代理人の兼務は認めない。また、専任補助者を配置する場合は当該技術者との兼務も認めない。

また、当該技術者は施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者又は監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、当該技術者は、その氏名その他必要な事項を主任技術者又は監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

(12) 提出された申請書及び資料が下記のいずれかに該当する場合は、原則その申請書及び資料を無効とする。

- ・ 申請書、資料の全部または一部が提出されていない場合
- ・ 申請書、資料と無関係な書類である場合
- ・ 他の工事の申請書、資料である場合
- ・ 白紙である場合
- ・ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・ 発注者名に誤りがある場合
- ・ 発注案件名に誤りがある場合
- ・ 提出業者名に誤りがある場合
- ・ 日付に誤りがある場合
- ・ その他未提出または不備がある場合

(13) 電子調達システムによる入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合がありますので、時間に余裕を持って行うこと。

(14) 提出ファイルは事前にウイルスチェックなどで安全性を確認した上で送信すること。

(15) その他不明な点についての照会先
上記 6. に同じ

以上

競争参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
信越自然環境事務所所長 堀内 洋 殿

郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所	〇〇〇〇〇〇
商号又は名称	〇〇〇〇〇〇
代表者氏名	〇〇 〇〇 (押印不要)
担当者氏名	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
Eメールアドレス	〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

注) 電子調達方式による場合は、印は不要。

令和3年8月6日付けで公告のありました令和2年度(繰越補正)中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定及び入札説明書の4.(4)(7)(8)(9)(10)(12)に該当する者でないこと並びに添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 一般競争参資格(指名競争)審査決定通知書の写し。
2. 入札説明書5.(2)3)イのワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する認定通知書等の写し。
3. 入札説明書7.(3)1)に定める施工実績を記載した書面。(別記様式2-1)
4. 入札説明書7.(3)2)に定める配置予定の技術者の資格・工事経験等を記載した書面。
(別記様式3-1-1、※3-1-2)
5. 入札説明書7.(3)2)に定める配置予定の技術者の工事成績を記載した書面。
(※別記様式3-2-1、※3-2-2)
6. 入札説明書7.(3)5)に定める社会保障等の加入状況を確認出来る通知書の写し

注1. 申請書として別記様式1から別記様式4までを提出して下さい。

競争参加資格確認資料

(用紙A4)

同種の工事の施工実績等

会社名 _____

競争参加資格		令和19年度以降に、元請けとして完成した工事で、下記の①～③の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。 ① 国、県、市等が発注する公共工事であること。 ② 同種工事：建築物面積300 m ² 以上で、浄化槽を有し、新築又は延床面積の1/2以上の増築工事（建築基準法第6条の規定による確認申請又は建築基準法第18条の規定による計画通知を要する工事とする。）ただし、個人住宅及び軽微なものは除く（軽微なものとは、500万円未満の工事をいう。）降雪時期による施行実績があること。 ③ ①から②は同一工事であること。
工事名称等	工事名称	〇〇〇〇〇〇〇工事
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇〇
	施工場所	(都道府縣市町村名) 〇〇県〇〇市〇〇地先
	契約金額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円
	工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
	受注形態	単体/共同企業体（出資比率〇〇%）
工事概要	構造形式	公園名等 〇〇工事 〇〇m×〇〇m 〇〇工法【同種性が判断できる内容に合わせて記載】
	規模・寸法	園地面積 〇〇m ² 登山道 〇〇延長 木造施工面積 〇〇m ² 【上記に同じ】
	工事成績評定点	〇〇点 ※複数工事がある場合の平均点 〇〇点
CORINS登録の有無	有 (建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000 ・ 無	

表彰等	優秀表彰〇〇表彰・〇〇工事【過去2年間表彰の有無を記載する】
地域貢献度	【過去2年間の活動実績を記載する】

- 注1. 必ず同種の工事が確認できる内容で記載のこと。
- 注2. CORINS登録の有無について、いずれかに○を付すこと。CORINSの登録番号を有する場合は、その番号を記載すること。CORINS登録無に○を付した場合は契約書の写し及び同種の工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料を添付すること。
- 注3. 当該実績が環境省発注の工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
- 注4. 当該実績が環境省発注の工事の場合は、工事成績評定点の欄に点数を記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- 注5. 当該実績が環境省発注以外の工事の場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- 注6. 国及び都道府県市長村からの優良工事表彰の受賞があれば記載し、表彰状の写しを添付する。
- 注7. 平成19年4月1日以降に、工事が完成し引き渡しが進んでいるもの限り記載して下さい。
- 注8. 受注形態は、単体で受注した場合は、「単体」と記載し、共同企業体で受注した場合は、共同企業体名とその構成員名を記載すること。さらに共同企業体の場合で、特定または形状の甲型の場合は出資比率(%)を、特定または形状の乙型の場合は分担施行金額の比率(%)も記載して下さい。
- 注9. 工事概要は、工事内容が確認できる内容で記載し、工事内容及び範囲のわかる設計図書(平

面図、配置図、特記仕様書等)を添付して下さい。
 注10. 複数件の工事成績がある場合は、それぞれ様式に記載して提出して下さい。

(別記様式3-1-1) 令和2年度(繰越補正)中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事
 競争参加資格確認資料 (用紙A4)

主任(監理)技術者の資格・工事経験

会社名 _____

配置予定技術者の従事 役職・氏名		(フリガナ) ○○技術者 ○○ ○○		
法令による資格・免許		一級建築施工管理技士等の(取得年月及び登録番号)注)写しを添付 監理技術者資格(取得年月及び登録番号)注)写し(表・裏)を添付 監理技術者講習修了年月日、修了証番号注)写しを添付		
資 格 要 件		入札説明書4.(6)2)又は3)のとおり		
		※主任(監理)技術者を入札説明書4.(6)2)又は3)のいずれかで申請するかを右欄の番号を○で囲んで下さい。	入札説明書4.(6)	2) 3)
工 事 の 経 験 の 概 要	工 事 名 称	○○○○○○○○工事		
	発 注 機 関 名	○○○○○○○○		
	施 工 場 所	(都道府県市町村名) ○○県○○市○○地先		
	契 約 金 額	○○○, ○○○千円		
	工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日		
	受 注 形 態	単体 / 共同企業体(出資比率○○%)		
	従 事 役 職	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者		
	従 事 期 間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日		
	工 事 内 容	登山道の工事延長(何m以上)、園地の施工面積(何㎡以上)、木造低層建築物の施工面積(何㎡以上)等【同種性が判断できる内容に合わせて記載】		
	工 事 成 績 評 点	○○点		
CORINS登録の有無		有(建設業許可番号+CORINS登録番号)000000000-0000-00000 ・ 無		
申 他 請 工 時 事 に お け る 状 況 等	工 事 名	○○○○○○○○工事		
	発 注 機 関	○○○○○○○○		
	工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日		
	従 事 役 職	現場代理人・主任(監理)技術者		
	工事と重複する場合の対応措置			
	CORINS登録の有無	有(建設業許可番号+CORINS登録番号)000000000-0000-00000 ・ 無		

優良建設技術者(工事)表彰および優良工事表彰の従事技術者	[優秀表彰○○○○表彰・○○○○○工事] (○○○○事務所長・平成○○年○○月○○日) 上記工事に監理技術者として従事 (建設業許可番号+CORINS登録番号 000000000-0000-00000)	
継続教育の取組状況	過去1ヶ年度における20単位以上の学習履歴 有・無	学習履歴証明書 有・無

- 注1. CORINS未登録工事の工事経験を記載する場合は、契約書の写し及び担当した役割と技術的内容が分かる書類(施工計画書等、確認できるものの写し)を添付すること。
- 注2. 当該経験が環境省発注の工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
- 注3. 当該経験が環境省発注の工事の場合は、工事成績評定点の欄に点数を記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- 注4. 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写し(表・裏とも)を添付すること。
- 注5. 継続教育の取組状況については、各協会の発行する取得証明書の写しを添付すること。
- 注6. 平成31年度から令和2年度【過去4年間】に国及び都道府県市長村からの優良建設技術者(工事)の表彰の受賞があれば記載し、表彰状の写しを添付する。
- 注7. 平成31年度から令和2年度【過去4年間】に国及び都道府県市町村より優良工事表彰を受賞した工事に主任技術者又は監理技術者として従事していた場合はその旨を記入し、合わせてCOLLINS登録番号を記入する。
- 注8. 専任補助者を配置する場合で、入札説明書4.(6)2)に示す同種工事の施工経験に代えて4.(6)3)の施工経験で競争参加資格確認申請を行う場合は、上表の工事の経験の概要欄に当該施工経験を記載すること。
- 注9. 複数の配置予定技術者がいる場合、技術者毎に記載して下さい。(技術者1人につき様式1枚)
- 注10. 資格者証・免許等により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証等の写しを添付して下さい。
- 注11. 平成○年○月○日以降に、工事が完成し引き渡しが進んでいるもの限り記載して下さい。
- 注12. 工事内容は、工事内容が確認できる内容で記載し、工事内容及び範囲のわかる設計図書(平面図、配置図、特記仕様書等)を添付して下さい。

以上

専任補助者の資格・工事経験

会社名 _____

配置予定技術者の従事 役職・氏名	(フリガナ) 専任補助者 ○○ ○○	
法令による資格・免許	一級建築施工管理技士等の(取得年月及び登録番号)注)写しを添付 監理技術者資格(取得年月及び登録番号)注)写し(表・裏)を添付 監理技術者講習修了年月日、修了証番号注)写しを添付	
資格要件	平成19年度以降に、元請けとして完成した工事で、下記の①～③に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること(共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。) ① 国、県、市等が発注する公共工事であること。 ② 同種工事: 建築物面積300 m²以上で、浄化槽を有し、新築又は延床面積の1/2以上の増築工事(建築基準法第6条の規定による確認申請又は建築基準法第18条の規定による計画通知を要する工事とする。) ただし、個人住宅及び軽微なものは除く(軽微なものとは、500万円未満の工事をいう。)降雪時期による施行実績があること。 ③ ①から②は同一工事であること。	
工事 の 経 験 の 概 要	工事名称	○○○○○○○○工事
	発注機関名	○○○○○○○○
	施工場所	(都道府縣市町村名) ○○県○○市○○地先
	契約金額	○○○, ○○○千円
	工期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	受注形態	単体 / 共同企業体(出資比率○○%)
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者
	従事期間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	工事内容	登山道の工事延長(何m以上)、園地の施工面積(何m ² 以上)、木造低層建築物の施工面積(何m ² 以上)等【同種性が判断できる内容に合わせて記載】
	工事成績評点	○○点
	CORINS登録の有無	有(建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000 ・ 無
申 他 請 工 事 に お け る 状 況 等	工事名	○○○○○○○○工事
	発注機関	○○○○○○○○
	工期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者
	工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有(建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000 ・ 無
優良建設技術者(工事)表彰および優良工事表彰の従事技術者	[優秀表彰○○○○表彰・○○○○○○工事] (○○○○事務所長・平成○○年○○月○○日) 上記工事に○○技術者として従事 (建設業許可番号+CORINS登録番号 000000000-0000-00000)	
継続教育の取組状況	過去1ヶ年度における20単位以上の学習履歴 有・無	学習履歴証明書 有・無

- 注1. 本資料は、専任補助者を配置しない場合には提出する必要はない。
- 注2. CORINS未登録工事の工事経験を記載する場合は、担当した役割と技術的内容が分かる書類（施工計画書等、確認できるものの写し）を添付すること。
- 注3. 当該経験が環境省発注の工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
- 注4. 当該経験が環境省発注の工事の場合は、工事成績評定点の欄に点数を記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- 注5. 監理技術者を配置する場合で、監理技術者の他に専任補助者を配置する場合は、専任補助者の監理技術者資格者証の写しを（表、裏とも）を添付すること。
- 注6. 平成31年度から令和2年度【過去4年間】に国及び都道府県市長村からの優良建設技術者（工事）の表彰の受賞があれば記載し、表彰状の写しを添付する。
- 注7. 平成31年度から令和2年度【過去4年間】に国及び都道府県市町村より優良工事表彰を受賞した工事に主任技術者又は監理技術者として従事していた場合はその旨を記入し、合わせてCOLLINS登録番号を記入する。
- 注8. 継続教育の取組状況については、各協会の発行する取得証明書の写しを添付すること。

以上

主任(監理)技術者における工事種別で建築工事の工事成績

会社名 _____

配置予定技術者の従事 役職・氏名		(フリガナ) ○○技術者 ○○ ○○
対 象 工 事		国及び県、市等発注の工事において平成31年度から令和2年度【過去4年】 に元請けの配置技術者として完成した工事種別が建築工事の工事成績(共同 企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る 。)
1 ・ 工 事 の 経 験 の 概 要	工 事 名 称	○○○○○○○○工事
	発 注 機 関 名	○○○○○○○
	施 工 場 所	(都道府縣市町村名) ○○県○○市○○地先
	契 約 金 額	○○○, ○○○千円
	工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	受 注 形 態	単体 / 共同企業体(出資比率○○%)
	従 事 役 職	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者
	従 事 期 間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	工 事 内 容	登山道の工事延長(何m以上)、園地の施工面積(何㎡以上)、木造低層建 築物の施工面積(何㎡以上)等【同種性が判断できる内容に合わせて記載】
	工 事 成 績 評 点	○○点
CORINS登録番号		(建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000

- 注1. 本資料は、工事成績がない場合又は専任補助者を配置する場合は提出する必要はない。
 注2. 必ず、CORINS登録と整合のこと。
 注3. 工事成績評定通知書の写しを添付すること。
 注4. 主任(監理)技術者の工事成績が複数ある場合は工事毎に提出してください。

(別記様式 3 - 2 - 2) 令和2年度(繰越補正)中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事
競争参加資格確認資料 (用紙A4)

専任補助者における工事種別で建築工事の工事成績

会社名 _____

配置予定技術者の従事 役職・氏名	(フリガナ) 専任補助者 ○○ ○○	
対 象 工 事	国及び県、市等発注の工事において平成31年度から令和2年度【過去4年】 に元請けの配置技術者として完成した工事種別が建築工事の工事成績(共同 企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る 。)	
1 ・ 工 事 の 経 験 の 概 要	工 事 名 称	○○○○○○○○工事
	発 注 機 関 名	○○○○○○○
	施 工 場 所	(都道府縣市町村名) ○○県○○市○○地先
	契 約 金 額	○○○, ○○○千円
	工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	受 注 形 態	単体 / 共同企業体(出資比率○○%)
	従 事 役 職	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者
	従 事 期 間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	工 事 内 容	建築延床面積○○㎡、○○構造、○○階等
	工 事 成 績 評 点	○○点
C O R I N S 登 録 番	(建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000	

注1. 本資料は、工事成績がない場合又は専任補助者を配置しない場合は提出する必要はない。

注2. 必ず、CORINS登録と整合のこと。

注3. 工事成績評定通知書の写しを添付すること。

入札心得 (工事)

(目的)

第1条 中部地方環境事務所信越自然環境事務所の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、分任支出負担行為担当官（環境省所管会計事務取扱規則（平成19年3月30日環境省訓令第4号）第4条に規定する分任支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等

の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換にこれを還付する。

6 落札者が第16条に定める契約書の提出期限内に契約を締結しないときは入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は国庫に帰属する。

（入札等）

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等については疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、様式1により作成し、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式5による書面を作成し申請書の提出期限までに提出しなければならない。

3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、分任支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、封筒に入札書在中の旨を朱書し、入札件名及び入札日時を記載し、分任支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。

4 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を持参させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

- 8 入札参加者は、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものと取り扱うこととする。

(入札の辞退)

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

① 入札執行前には、入札辞退届（様式2）を支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

③ 電子調達システムには、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
- ④ 書面による入札において記名（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最も評価値が高い者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契

約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とする。

- 2 予決令第85条の基準（環境省所管会計事務取扱規則（平成19年3月30日環境省訓令第4号）第14条の4）に該当する入札を行った者は、分任支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子調達システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、分任支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。

入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

（落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法）

第9条 当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

（契約書等の提出）

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から10日以内に、これを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書を作成する場合には、契約書案の提出と同時に、契約書を作成しない場合には、落札決定後すみやかに、契約金額の100分の10又は30以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

4 第3条第3項の規定は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等に対する定期預金債権である場合について、同条第4項の規定は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合について準用する。

5 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は国庫に帰属する。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めによる。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式 1

入 札 書

— 金 —

ただし、令和 年度 工事

入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

また、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(復) 代理人氏名

(押印省略)

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 殿

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

様式 2

入 札 辞 退 届

件名 令和 年度

工事

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印省略)

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

様式 3

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 殿

住 所

(委任者) 会 社 名

代表者氏名

(押印省略)

代理人住所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

(押印省略)

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

委任事項：1. 令和 年度 工事の入札及び見積に関する一切の権限。

1. 1の事項に係る復代理人を選任及び解任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

様式 4

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 殿

代理人住所

(委任者) 所属(役職名)

氏 名

(押印省略)

復代理人住所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

(押印省略)

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

委任事項：1. 令和 年度

工事の入札及び見積に関する一切の権限。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

様式 5

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方環境事務所
信越自然環境事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

(押印省略)

電子調達案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札件名：令和 年度 工事
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例)・電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :



工事請負契約書

- 1 工 事 名 令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地
公衆トイレ浄化槽整備工事
- 2 工 事 場 所 長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地
- 3 工 期 令和3年 月 日から
令和3年 月 日まで
- 4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 金 円
- 6 解体工事に要する費用等 該当なし

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 長野県長野市旭町1108
分任支出負担行為担当官
中部地方環境事務所
信越自然環境事務所長 堀内 洋

受 注 者 住 所
氏 名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
 - 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）

の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施

工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 一 現場代理人
 - 二 主任技術者
 - 三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、

現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外

に搬出してはならない。

- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したのものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見するこ

とが困難であったものに限る。) などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者

の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第 17 条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督職員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものの発注者が行う。

- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められると

きは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第 23 条 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 25 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 29 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第 30 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- 一 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を

受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第 33 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 34 条 発注者は、第 32 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含

む。以下この条から第 37 条まで、第 41 条及び第 53 条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。

- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 (第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5 (第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第 36 条 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第 38 条 全文削除

第 39 条 全文削除

第 40 条 全文削除

第 41 条 全文削除

第 42 条 全文削除

(第三者による代理受領)

第 43 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）又は第 38 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 44 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 45 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追加をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 三 第10条第1項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 三 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- 四 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行を

しないでその時期を経過したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

九 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して

返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合（第 48 条第 9 号及び第 11 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第 54 条の 2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第 2 号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当

該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発

注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第57条 全文削除

(制裁金等の徴収)

- 第58条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業

法による 建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあつせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により発注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱いは設計図書に定めるものとする。

（補則）

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[別添]

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工 事 名 令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地
公衆トイレ浄化槽整備工事

工 事 場 所 長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法
第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛
争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発 注 者

住 所 長野県長野市旭町1108

氏 名 分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 堀内 洋

受 注 者

住 所

氏 名

〔裏面〕

仲裁合意書について

(1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あつせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

特記仕様書（別紙）

I 工事概要

1. 工事名：令和2年度（繰越補正）中部山岳国立公園大正池園地
公衆トイレ浄化槽整備工事

2. 工事場所：長野県松本市安曇上高地大正池園地

3. 工期：余裕期間制度における任意着手方式

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者の確保等の準備を行うことのできる余裕期間を設定した工事であり、下記の期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定できる。なを、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことが出来るが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なを、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から 129 日間

（ただし、令和3年10月23日（工事着手期限）までに工事を開始すること。）

なを、低入札価格調査等により、上記の着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から 129 日間で工事を完了させること。

4. 主任技術者の専任期間

- 1) 契約の締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者または監理技術者の設置を要しない。
- 2) 契約締結日の翌日から現場施行に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始するまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- 3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なを、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書等」における日付）とする。

II 適用

1. 本特記仕様書(別紙)は、「建築工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する口欄に「レ」の付いたものを適用する。

Ⅲ 適用基準等

- (1) 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- (2) 土木工事施工管理基準（国土交通省）
- (3) 写真管理基準（案）（国土交通省）
- (4) 工事完成図書の電子納品等要領（国土交通省）
- (5) 建築工事共通仕様書(国土交通省)
- (6) 建築工事施工管理基準(国土交通省)

Ⅳ .特記事項

1. 地域事項の概要

- (1) 自然公園法による地域地種区分 中部山岳国立公園 第2種特別 地域（地区）
- (2) 自然公園法による車馬の乗り入れ規制区域
- (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区、特別保護区域
- (4) 文化財保護法による史跡名称天然記念物
- (5) 森林法による保安林
- (6) 海岸法による海岸保全区域
- (7) 砂防法による砂防指定地
- (8) 河川法による河川区域及び河川保全区域
- (9) 土地所有：長野県（環境省が借地）

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは（A1、A3、 ）とする。
- (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は（必要、不要）とする。
- (3) 工事写真は、（A4 版、 版）の工事写真帳に整理して1部提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- (4) 「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（環境省ホームページに掲載（毎年2月改正））において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excelファイルで作成し、提出する。
- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

- ①各種積算の取組： ②積算補正：
 ③調査対象工事： ④余裕工期の設定：フレックス工期の設定

(2) 工程及び安全管理

- ①影響を受ける他の工事
a. 工事名・発注者：長野県、東京電力 b. 制約内容：県道の法面工事、東京電力の浚渫工事
- ②自然的・社会的条件による制約
a. 要因：観光客の入域数
b. 制約内容：10月、11月の連休時における作業の休止について協議する。
- ③関連機関との協議による制約
a. 関連機関：松本市文化財課（市特別名勝の現状変更等）
b. 制約内容：市文化財課の許可条件に従うこと。
c. 未成立の場合における成立見込時期：令和3年9月21日
- ③保安林解除や用地規制等
a. 場所・範囲：森林法にかかる土地の形質変更 b. 解決見込み時期：令和3年9月21日
c. 当面の対応：申請、協議中
- ④対策をとる必要がある他施設との近接工事
a. 対象施設・管理者：園路・環境省
b. 対象箇所：大正池ホテルから梓川ルート、及び林間コース
c. 施工条件：迂回路の設定及び案内明示 d. その他
- ⑤防護施設等
a. 必要な防護施設：大正池ホテル駐車場出入り b. 危険要因：
c. 対策内容：仮囲い d. 対象工種：全工種
e. 対象期間：工事中 f. その他：
- ⑥保安設備及び保安要員の配置
a. 対象工種：全工種 b. 対象箇所：工事ゲート入り口
c. 対象期間：実働60日 d. 対象要因：大正池ホテル及び観光客誘導
e. その他 設計数量 N=60 人
- ⑦積上計上内容：数量内訳参照

4. 次期工事及び引渡しについて

- ①次期工事との関連性について
令和4年度において、公衆トイレ等の工事を計画しており、当工事で整備する浄化槽と接続する配管、配線、受水等の仕様、機能等を精査し、施工図を提出すること。

- ☑ ②浄化槽の検査について
次期工事に電気設備の設置、仮設トイレの設置後に、浄化槽の通水、下水処理等の機能試験を行う。よって、当工事の引渡し時は、工場における製品検査を持って完了とする。
- ☑ ③浄化槽保証期間について、来年度の機能試験より所定の期間(3年の保証予定)が開始することとする。

5. 新型コロナウイルス感染症対策について

- ☑ ①感染症対策の徹底と、その対策について計画書を提出すること。

特記(追記):フレックス工期について

(総則)

第1条 本要領は、信越自然環境事務所が発注する工事の一部において、フレックス工期(受注者が工事着工期限日までの間で任意の工事着工日を選択できる。以下「フレックス工事」という)の契約方式に係る書面により明確になっており、それを施行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められている。このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が工事着工時期を選択でき、試行的に工事を遂行するものとする。

(工事着工期限日及び工事着工日)

第3条 信越自然環境事務所は、工事着工期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示するものとする。

2 受注者は、契約日から工事着工期限日までの期間で、任意の日を工事着工日とすることができる。

3 受注者は、契約前に工事着工日を定め、工事着工日通知書により、信越自然環境事務所に通知しなければならない。

(工期)

第4条 工事着工期日から、フレックス工期に係る工期の終期までの期間は、信越自然環境事務所の設定する必要な工事期間(当初設定工期の期間)を確保するものとする。また、受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。

(前払金の取扱い)

第5条 フレックス工期に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。

(工事着工前の取扱い)

第6条 契約日から工事着工日までの期間における当該工事現場の管理は、信越自然環境事務所の責任において行うものとする。

2 契約日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、受注者は、その期間内に工事を着工することはできない。

3 契約日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、信越自然環境事務所と協議により決定する。

(技術者の取扱い)

第7条 フレックス期間(契約日から工事着工日までの期間をいう。)は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第8条 フレックス工期による契約方式の施行により、増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

以上

別記様式

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

(押印省略)

余裕期間制度における工事着工日の通知について

記

1. 工事件名：令和2年度（繰越補正）中部山岳国立公園大正池園地
公衆トイレ浄化槽整備工事
2. 着工日：令和3年〇〇月〇〇日

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

令和2年度(繰越補正)中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事

数量表

記号	名 称	規格寸法	単 位	数 量	計 算 式
1	仮設工事				
	昇降足場	L=4.0m	式	1	
	法面養生	法面シート共	式	1	
	水替費	水中ポンプ・ホース共	式	1	
	水盛り遣り方		m ²	45.8	2.5W×18.33L
	災害防止柵	単管2段	m	64.5	(8.2W+24.0L)×2
	整理・清掃・片付	整地共	m ²	196.8	8.2W×24.0L
		1- 小計			
2	土工事				
	根切り(機械)		m ³	318.3	(67.66+117.32)×1/2×3.36+(地業部){(18.33+0.2)×(2.5+0.2)}×0.15
	床付け		m ²	50	
	埋戻し(機械)		m ³	181.2	318.4-(88.5+14.6+4.87+29.21)
	残土運搬		m ³	318.3	L=60km 未満 10tダンプトラック
	残土処理		m ³	318.3	松本市内
	基礎地業	RC	m ³	14.6	7.5+7.1
	捨コン	FC180	m ³	4.9	2.5+2.37
	コンクリート打設費		m ³	4.9	2.5+2.37
	埋戻材	購入土 山砂	m ³	181.1	318.4-(88.5+14.6+4.87+29.21)
	重機回送	0.45 バックフォー	回	2	
		2- 小計			
3	鉄筋コンクリート工事				
	生コン	FC21-18-25N	m ³	29.5	ベース(45.8m ² ×0.25m=11.45m ³)+スラブ(41.6m ² ×0.3m=12.48m ³ +柱(0.4m ³ ×14本=5.6m ³)
	同上打手間費		m ³	29.5	
	小型ポンプ車セット		回	3.0	
	鉄筋工	D13-16	kg	3594.0	ベース1228kg + スラブ2366kg
	型枠	小規模	m ²	22.9	{(18.33+2.5)×2×0.25}+{(18.33+2.5)×2×0.3}
	スラブ仕上げ	金ゴテ 2回	m ²	45.8	2.5W×18.33L
	小運搬・雑工	型枠・鉄筋等	式	1	
		3- 小計			
4	浄化槽本体				
	浄化槽本体	PC I -304B型	式	1	
	支持金具・吊具		式	1	
	[付属品]				
	汚水ポンプ×2台、フロートスイッチ×4ヶ、マンホール(T-25)~1式、嵩上材~1式、角型支柱筋~14組、その他備品等				
	運搬費	チャーター便	式	1	
		4- 小計			

記号	名 称	規格寸法	単位	数 量	計算式
5	据付工事	50tラフター			
	浄化槽据付	クレーン車併用	式	1	
	嵩上材取付		式	1	
	マンホール取付		式	1	
		5- 小計			
6	配管工事				
	硬質塩化ビニル管	送気管 H I V P 2 0	m	4.0	
		H I V P 2 5	m	4.0	TR,KJ引抜用送気管
		H I V P 3 0	m	21.8	TR,KJ引抜用送気管21.83m
		H I V P 4 0	m	14.3	RT,NT攪拌用送気管14.3m
		H I V P 5 0	m	43.0	ばっ気送気管19.8m、TR逆洗用送気管23.87m
		汚水管 V P 5 0	m	6.0	計量ポンプ～圧送管
		V P 7 5	m	16.0	汚泥エアリフトポンプ返送管
		V P 1 0 0	m	11.0	臭突管
		V P 1 5 0	m	4.0	流入管、放流管 スラブ外逃がし配管
	送気、汚水管根伐及び埋戻	H=500～700	m	38.3	18.33+2.5+3+1+11+2.5
	小口径マス(T25フタ付)	150-200L(1100ℓ)	ヶ	1	
	硬質塩化ビニル管	汚水管 VP150	m	30.0	
		同上 法面	m	24.0	
		H=1200	m	10.0	
	重機回送費	小型バックホー	回	2	
		6- 小計			
7	電気工事(2次側)				
	ハンドホール	600×600×600H(T-25M)	台	1	
	同上 設置工		式	1	
	電線管	FEP30	m	12.0	フロートスイッチ用電線管 スラブ外逃がし
		FEP40	m	12.0	計量ポンプ用電線管 スラブ外逃がし
	通線 及び 結線		式	1	
	根伐 及び 埋戻		式	1	電線管理設 ハンドホール設置
	重機回送費	小型バックホー	回	2	
		7- 小計			

令和2年度(繰越補正)中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事

設 計 図

環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所

工事名称					工事年度	令和3年度	
工事場所	長野県松本市菅沼中部山岳国立公園大正池園地				公園名称	中部山岳国立公園	
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所						
審 査 者	課長	補佐	専門官	担当官	名 称		
					資格者氏名		
					登録番号		
					所在地		

A : 建築意匠図

No.	図面名称	縮尺
	図面リスト	
A-01	特記仕様書 (1)	NON
A-02	特記仕様書 (2)	NON
A-03	特記仕様書 (3)	NON
A-04	特記仕様書 (4)	NON
A-05	特記仕様書 (5)	NON
A-06	特記仕様書 (6)	NON
A-07	敷地案内図・配置図	1/150
A-08	仕上表	NON
A-09	求積図・求積表	
A-10	平面詳細図 (建具キープラン)	1/30
A-11	立面図	1/60
A-12	断面詳細図 (1)	1/30
A-13	断面詳細図 (2)	1/30
A-14	展開図	1/50
A-15	天井伏・屋根伏図	1/50
A-16	建具表	1/50
A-17	雑詳細図 (1)	1/5
A-18	雑詳細図 (2)	1/5
A-19	雑詳細図 (3)	1/10
A-20	雑詳細図 (4)	1/2
A-21	外構図 (1)	1/150
A-22	外構図 (2)	1/80
A-23	外構図 (3)	1/80
A-24	外構図 (4)	1/80
A-25	外構図 (5)	1/30
A-26	外構図 (6)	1/30
A-27	外構図 (7)	1/20
A-28	仮設計画図 (1)	1/150
A-29	仮設計画図 (2)	1/30
A-30	仮設計画図 (3)	1/60
A-31	仮設計画図 (4)	1/30
A-32	仮設計画図 (浄化槽設置)	1/150
A-33	現況図	1/200

S : 構造図

No.	図面名称	縮尺
S-01	構造特記仕様書 (1)	NON
S-02	構造特記仕様書 (2)	NON
S-03	構造特記仕様書 (3)	NON
S-04	構造特記仕様書 (4)	NON
S-05	配筋標準図 (1)	NON
S-06	配筋標準図 (2)	NON
S-07	構造図 (基礎伏図)	1/60
S-08	構造図 (伏図)	1/60
S-09	構造図 (軸組図)	1/80
S-10	壁量計算書	NON

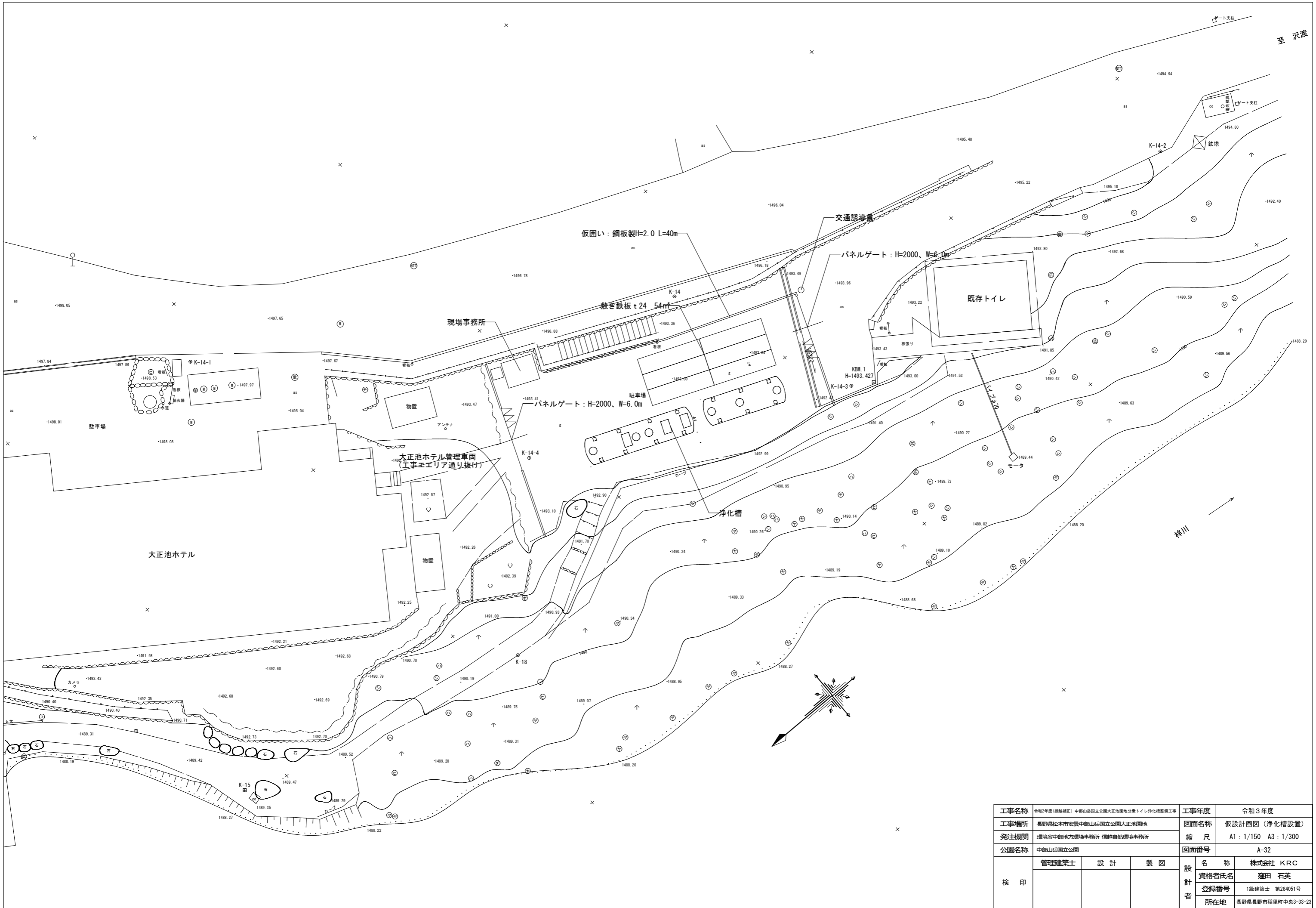
E : 電気設備図

No.	図面名称	縮尺
E-01	電気設備特記仕様書	NON
E-02	電気設備配置図 (1)	1/150
E-03	電気設備配置図 (2)	1/150
E-04	分電盤結線図	NON
E-05	電気設備配置図 (3)	1/100
E-06	動力・弱電設備 平面図	1/30
E-07	電灯設備 平面図	1/30
E-08	コンセント設備 平面図	1/30

M : 機械設備図

No.	図面名称	縮尺
M-01	機械設備 特記仕様書	NON
M-02	浄化槽設備 配置図	1/100
M-03	浄化槽設備 構造図	1/50
M-04	浄化槽設備 躯体図	1/50
M-05	浄化槽設備 配管配線図	1/40
M-06	仮設設備 樹一覽表	NON
M-07	仮設設備 配置図	1/100
M-08	浄化槽設備 制御図 (1)	1/20
M-09	浄化槽設備 制御図 (2)	1/10
M-10	衛生設備 機器表・器具表	NON
M-11	衛生設備 配置図	1/100
M-12	衛生設備 平面図	1/30
M-13	暖房換気設備 機器表	NON
M-14	暖房換気設備 平面図	1/30
M-15	計装設備 配置図	1/100
M-16	計装設備 平面図	1/30
M-00	井戸工事図	1/100

工事名称	令和2年度(繰越補正) 中野山岳国立公園大正池園地公園トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中野山岳国立公園大正池園地	図面名称	図面リスト
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	NON
公園名称	中野山岳国立公園	図面番号	—
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	名 称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
		所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23



工事名称	令和2年度(繰越補正) 中野山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事			工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中野山岳国立公園大正池園地			図面名称	仮設計画図(浄化槽設置)
発注機関	環境省中野地方環境事務所 信濃自然環境事務所			縮尺	A1: 1/150 A3: 1/300
公園名称	中野山岳国立公園			図面番号	A-32
検印	管理建築士	設計	製図	名称	株式会社 KRC
				資格者氏名	窪田 石英
				登録番号	1級建築士 第284051号
				所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23

3-2 地業工事	○支持地盤	(4.3.4) (4.3.5) (4.5.4) (4.5.5)	・杭基礎 支持地盤の位置及び種類(基礎ぐいの先端の位置含む) ・図示による()																																																												
	○直接基礎		支持地盤の位置及び種類(基礎底部の位置含む) ○図示による(A-12:断面詳細図) 試験照り(根切り底の状態の確認等) ○行わない ・行う 位置等 ・図示による()																																																												
	・地盤の載荷試験	(4.2.4)	試験の位置、方法等 ・図示による()																																																												
2. 液状化対策			・行う(工法、施工範囲、仕様及び計測、試験等は図示による。) ・行わない																																																												
3. 鋼杭地業	(4.4.2)	種類の記号 ・SKK400 ・SKK490																																																													
		(4.2.2) (4.4.2)	寸法、継手等																																																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>杭径(mm)</th> <th>杭長(m)</th> <th>継手数</th> <th>寸法</th> <th>長期設計支持力(kN/本)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">試験杭</td> <td>上杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本杭</td> <td>上杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	厚さ(mm)	杭径(mm)	杭長(m)	継手数	寸法	長期設計支持力(kN/本)	備考	試験杭	上杭								中杭								下杭								本杭	上杭								中杭																
	種類	厚さ(mm)	杭径(mm)	杭長(m)	継手数	寸法	長期設計支持力(kN/本)	備考																																																							
試験杭	上杭																																																														
	中杭																																																														
	下杭																																																														
本杭	上杭																																																														
	中杭																																																														
		(4.4.2)	杭先端部形状 ・開放形 ・半開放形 ・閉そく形																																																												
		(4.4.2)	先端部の補強 ・標準仕様書 図4.4.1、表4.4.2による																																																												
			先端部の補強(補強バンド等)及びその他付属品の材質 ・SS400と同等又はそれ以上																																																												
		(4.4.1)	施工方法																																																												
		(4.2.2) (4.4.4)	・特定埋込杭工法 ・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力 $\alpha=250$ を採用できる工法 ・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力 α 、 β 、 γ が下記の数値を採用できる工法 $\alpha=()$ 、 $\beta=()$ 、 $\gamma=()$ 工法 ・中掘り拡大掘削工法 ・ 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・1/100以内 ※評定等の内容による																																																												
			試験杭 試験杭の位置 ・図示による()																																																												
		(4.4.5)	杭の現場継手 ・溶接継手 形状 ・JIS A 5525による 溶接材料 ・標準仕様書 7.2.5(a) (b)による ・図示による()																																																												
		(4.4.2)	・無溶接継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの) 工法 ※評定等を受けた工法 検査 ※評定等により定められた項目 施工 ※評定等をされた施工管理基準による																																																												
		(4.3.7) (4.4.6)	杭頭の処理 ・処理しない ・処理する 処理方法(切断にともなう補強方法含む) ・図示による()																																																												
		(4.3.7) (4.4.6)	杭頭の中詰め材料 ・基礎のコンクリートと同調合のもの																																																												
○砂利地業	(4.6.2)	材 料 ○再生クラッシュラン G ○切込砂利又は切込砕石																																																													
	(4.6.3)	砂利厚さ ※60mm ○50mm																																																													
			施工範囲 ○基礎下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下 ・図示による()																																																												

○捨コンクリート地業	(4.6.4)	捨コンクリートの厚さ ※50mm															
	(4.6.4) (6.14.1)	施工範囲 ○基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下 ・図示による()															
	(4.6.4) (6.14.1)	設計基準強度 ※18N/mm ²															
	(4.6.4) (6.14.1)	スラブ ※15cm又は18cm															
6. 床下防湿層	(4.6.2)	材料 ・ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上															
	(4.6.5)	施工範囲 ・建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く)															
7. 地盤改良工法		種類及び施工方法等 ・図示による()															
3-3 鉄筋工事	(5.2.1)	鉄筋の種類															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼び径(mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○SD295A</td> <td>※D16以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SD345</td> <td>※D19以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類の記号	呼び径(mm)	備考	○SD295A	※D16以下		・SD345	※D19以上		・			・		
種類の記号	呼び径(mm)	備考															
○SD295A	※D16以下																
・SD345	※D19以上																
・																	
・																	
	(5.2.2)	形状等															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>種類の記号</th> <th>網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)</th> <th>使用 部 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・溶接金網</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄筋格子</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)	使用 部 位	・溶接金網				・鉄筋格子						
種 別	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)	使用 部 位														
・溶接金網																	
・鉄筋格子																	
鉄筋の継手	(5.3.4) (5.5.2) (5.5.3)	継手方法等															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 位</th> <th>継 手 方 法</th> <th>呼 び 径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱、梁の主筋</td> <td>・ガス圧接 ・機械式継手 ・溶接継手</td> <td>※D19以上</td> </tr> <tr> <td>耐力壁の鉄筋</td> <td>・重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎、耐圧スラブ、土圧壁</td> <td>○重ね継手 ・ガス圧接</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の鉄筋(基礎立上り)</td> <td>○重ね継手</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 位	継 手 方 法	呼 び 径 (mm)	柱、梁の主筋	・ガス圧接 ・機械式継手 ・溶接継手	※D19以上	耐力壁の鉄筋	・重ね継手		基礎、耐圧スラブ、土圧壁	○重ね継手 ・ガス圧接		その他の鉄筋(基礎立上り)	○重ね継手	
部 位	継 手 方 法	呼 び 径 (mm)															
柱、梁の主筋	・ガス圧接 ・機械式継手 ・溶接継手	※D19以上															
耐力壁の鉄筋	・重ね継手																
基礎、耐圧スラブ、土圧壁	○重ね継手 ・ガス圧接																
その他の鉄筋(基礎立上り)	○重ね継手																
	(5.3.4)	重ね継手の長さ ※図示による(構造関係共通図(配筋標準図)3(a))															
	(5.3.4)	継手位置図(カットオフ鉄筋の長さ共) ○図示による(構造関係共通図(配筋標準図)5.1、6.1、7.1、7.3、8.1)															
		基礎梁主筋の継手位置図 ○図示による(構造関係共通図(配筋標準図)図5.2) ○図示による(構造関係共通図(配筋標準図)図5.3) ○図示による(構造関係共通図(配筋標準図)図5.4) ・図示による()															
鉄筋の定着長さ	(5.3.4)	鉄筋の定着長さ ※図示による(構造関係共通図(配筋標準図)3(b))															
鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含む)	(5.3.5)	最小かぶり厚さ(自地底から算出を行う) ○図示による(構造関係共通図(配筋標準図)表4.1)															
		柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 ○無し ・有り 適用箇所() 主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する 耐久性上不利な部分(傷害等を受けるおそれのある部分等) ○無し ・有り 適用箇所() ・最小かぶり厚さに加える厚さ ()mm															
6. 機械式継手	(5.3.5)	鉄筋相互のあき(機械式継手及び溶接継手を除く) ○図示による(構造関係共通図(配筋標準図)4(d))															
	(5.5.2)	H12建告第1463号に適合する性能 ・A級															
	(5.5.2)	機械式継手の種類及び工法()															
	(5.3.5)	鉄筋相互のあき ・図示による(構造関係共通図(配筋標準図)4.1)															
	(5.5.2)	品質の確認方法 ・図示による()															
	(5.5.2)	不良となった継手の修正方法等 ・図示による()															

7. 溶接継手	(5.5.3)	使用箇所 ・図示による() H12建告第1463号に適合する性能 ・A級																								
	(5.3.5)	鉄筋相互のあき ・図示による(構造関係共通図(配筋標準図)4.1)																								
	(5.5.3)	溶接継手の工法 ・図示による()																								
	(5.5.3)	品質の確認方法 ・図示による() ・標準仕様書1.2.2(b)施工計画書の品質計画による																								
	(5.5.3)	不良となった継手の修正方法等 ・図示による() ・標準仕様書1.2.2(b)施工計画書の品質計画による																								
	(5.3.7)	溶接技能者 ・標準仕様書5.5.3(f)による ・JIS Z 3882(鉄筋の突合わせ溶接技術検定における試験方法及び判定基準)による 技量を有する者																								
各部配筋	(5.3.7)	各部配筋 ○図示による(構造関係共通図(配筋標準図))																								
		帯筋 組立の形の種別 ○構造関係共通図(配筋標準図)6.2(b) (3) (形)による ・図示による()																								
		壁開口部の補強 一般壁 ・構造関係共通図(配筋標準図)8.2(a) (1) (形)による ・図示による() 耐力壁 ・図示による()																								
		梁貫通孔の補強 補強形式 ・構造関係共通図(配筋標準図)11.2 (形)による ○図示による(S-06:配筋標準図(2)) 梁貫通孔径(部材記号含む)及び配筋種別リスト ・図示による()																								
9. 圧接完了後の試験	(5.4.9)	外観試験 ※行う(全数)																								
	(5.4.9) (5.4.10)	抜取試験 ・超音波探傷試験 試験ロット:1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。 試験の箇所数:1ロットに対して30箇所とし、ロットから無作為に抜き取る。 ・引張試験 試験ロット:1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。なお、200箇所を超えるときは200箇所ごととする。 試験の箇所数:1ロットに対して(※3本・5本)とする。																								
3-4 コンクリート工事	(6.2.1~6.2.4)	○コンクリートの種類及び強度																								
	(6.2.1)	普通コンクリート																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度(N/mm²)</th> <th>気乾単位容積質量(t/m³)</th> <th>スラブ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・24</td> <td>2.3程度</td> <td>・15又は18</td> <td>・18</td> </tr> <tr> <td>○21</td> <td>2.3程度</td> <td>・15又は18</td> <td>○8 ・基礎、スラブ</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計基準強度(N/mm ²)	気乾単位容積質量(t/m ³)	スラブ	適用箇所	・24	2.3程度	・15又は18	・18	○21	2.3程度	・15又は18	○8 ・基礎、スラブ	・				・				・			
設計基準強度(N/mm ²)	気乾単位容積質量(t/m ³)	スラブ	適用箇所																							
・24	2.3程度	・15又は18	・18																							
○21	2.3程度	・15又は18	○8 ・基礎、スラブ																							
・																										
・																										
・																										
	(6.2.1)	類 別 ※I類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・II類(JIS A 5308に適合したコンクリート)																								
	(6.3.1)	種 類 ※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 使用部位(※下記以外全て) 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする ・高炉セメントB種 G 使用部位(・1Fより下部(立上り部含む)) ・フライアッシュセメントB種 G 使用部位(・)																								
	(6.3.1)	アルカリシリカ反応性による区分 ※A ・B(コンクリート中のアルカリ総量 Rt = 3.0 kg/* 以下)																								
	(6.3.1)	・混和剤 混和剤の種類 ※標準仕様書 6.3.1(d) (i)による																								
	(6.3.1)	・混和材 混和材の種類 ※標準仕様書 6.3.1(d) (ii)による																								

6. 無筋コンクリート	(6.2.1) (6.3.1) (6.14.1)	設計基準強度 ※18(N/mm ²)								
	(6.14.1)	スラブ ※15cm又は18cm								
	(6.3.1)	セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・高炉セメントB種 G ・フライアッシュセメントB種 G								
	(6.2.1) (6.14.1)	適用箇所 ※標準仕様書 6.14.1(e)による箇所 ・図示による()								
ひび割れ誘発目地、打継目地	(6.6.3) (6.8.2) (9.7.3)	目地寸法 ○標準仕様書 9.7.3iによる ※ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、躯体外側の打ち増し厚さ部で処理する								
	(6.8.2)	間隔・位置・形状 ・図示による()								
コンクリートの仕上り	(6.2.5) (6.8.3)	合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>適用 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○A種</td> <td>※図示による()</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>※図示による()</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>※図示による()</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	適用 箇 所	○A種	※図示による()	・B種	※図示による()	・C種	※図示による()
種 別	適用 箇 所									
○A種	※図示による()									
・B種	※図示による()									
・C種	※図示による()									
9. 打増し厚さ(打放し仕上げ部)	(6.8.2)	打増し厚さ ・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) ・20mm ・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る) ・10mm ・20mm ・外装タイル後張り面の打増し処理 ・20mm								
		打増し範囲 ・図示による								
	(6.8.3)	せき板の材料及び厚さ ○合板(※12mm) G (但し、グリーン購入法基本方針における「合板型枠」の備考3の表示のある合板型枠を用いる場合に限り)								
	(6.8.3)	※コンクリート打設時の充填性の確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用する場合は、強度、変形等について、事前に監督職員と協議する。								
	(6.8.3)	・断熱材を兼用した型枠の使用								
	(6.8.3)	・MCR工法用シートの使用 打増し厚さ ・20mm 打増し範囲 ・図示による()								
	(6.8.3)	スリーブの材種・規格等 ・図示による()								
	(6.8.5)	存置期間及び取外し ※標準仕様書6.8.5iによる								
		標準仕様書 第6節 第7節による								
	(6.5.5) (6.9.2~6.9.4)	標準仕様書6.5.5、6.9.2、6.9.3、6.9.4による								
13. コンクリートの単位水量測定		・行わない ・行う 実施要領 (1)単位水量の測定は、150mm ³ に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。 (2)単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(2)による。 (3)単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。 1)測定した単位水量が、計画調合書の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工する。 2)測定した単位水量が、設計値±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打放す。その後、設計値±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)設計値±20kg/m ³ を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い設計値±20kg/m ³ 以内であることを確認する。更に、設計値±15kg以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 4)3)の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。 (4)単位水量管理についての記録を書面(計画調合書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により提出する。 (5)単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。								
工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度							
工事場所	長野県松本市安曇中駒山岳国立公園大正池園地	図面名称	構造特記仕様書(2)							
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信濃自然環境事務所	縮 尺	NON							
公園名称	中駒山岳国立公園	図面番号	S-02							
検 印	管理建築士	設 計	製 図							
	資格者氏名	窪田 石英								
	登録番号	1級建築士 第284051号								
	所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23								

令和2年度（繰越補正）中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事

仕様書
I 工事概要
1. 工事場所 長野県松本市安置中部山岳国立公園大正池園地

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 建築基準法による延面積(m2), 消防法施行令別表第一の区分, 備考. Includes rows for トイレ棟 and other building details.

(備考中の特定の施設、一般の施設とは耐震安全性の分類を示す。)

3. 工事種目 (●印のついたものが対象工事)

Table with 2 columns: 建物別及び屋外工事種目, 工事種別. Lists various construction items like 暖房設備, 換気設備, etc.

4. 指定部分 ○無 ○有 (工期: 令和 年 月 日)

5. 設備概要 (●印のついたものを適用する)

Table with 2 columns: 方式及び種別, 設備概要. Details air conditioning, heating, and plumbing specifications.

6. 改修内容 (改修工事のみ)

II 工事仕様

- 1. 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官庁官庁管理修繕部の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)...

章 項目 特記事項

●特定建設資材の再資源化等について
○本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。...

Table with 3 columns: 工程, 作業内容, 分別解体の方法. Lists construction phases and recycling methods.

●機械等
(1) 本工事に使用する機械等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。...

●環境への配慮

(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

(2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
(3) 安定的な供給が可能であること。
(4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
(6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。...

○室内空气中の化学物質の濃度測定

室内空气中ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレンの濃度を測定し、監督職員に報告すること。

○主任技術者等

測定はパンプ型採集機器により行う。
測定時期 ○工事着手前 ○施工終了時
測定対象室 ○図示
測定箇所数 ○図示

○電気保安技術者

●技能士の適用
●監督員事務所
●工事用電力・水・その他
●工事用仮設物
○足場その他

●建設発生土の処理

●埋戻し土・盛土
●工事写真・完成図等

●運転操作説明板

●機材の承諾函

●総合調整

●電源周波数

●容量等の表示

○耐震措置

(1) 図等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成25年2月閣議決定)」による。

(2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、屋根材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑性を除去)が添加されていない材料を使用する。
④①の材料を使用して作られた家具、装具、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。

(3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築物材料以外の材料
②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築物材料
④建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

室内空气中ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレンの濃度を測定し、監督職員に報告すること。
測定はパンプ型採集機器により行う。
測定時期 ○工事着手前 ○施工終了時
測定対象室 ○図示
測定箇所数 ○図示
下記資格を証明する資料を監督職員に提出する。
○資格の区分1)
(イ) 建築業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の管工事施工管理の検定科目に合格した者
(ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。)、水道部門又は衛生工部門に合格した者
○資格の区分2)
(イ) 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定科目に合格した者
(ロ) 資格の区分1)の資格を有する者

工事現場におく電気保安技術者は、監督職員からの指示に従い、電気工作物の保安業務を行うものとする。
○要 ○不要

●配管施工(配管工事) ●建築金施工(ダクト製作および取付け)
●熱絶縁施工(保温工事) ○冷凍空調調機器施工(冷凍空調機器の取付け)
●設けない ○設ける

この工事に必要な工事用電力、水は(無償)●有償)支給とし、諸手続などの費用は受注者の負担とする。

構内につくることが ●できる ○できない

○別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。
○本工事で設置する。
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり専用足場方式により行う。
○改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。
○内部仮設足場等(○種 ○種)
○外部仮設足場等(○種 ○種)

○埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
●場外適切な処分

●縦切り土の中の良質土 ●山砂の類(管の周囲)
●完成図の原因サイズは、原則としてA1サイズとする。
●CADデータの提出 ●要 ○不要
○既存完成図(CADデータ)の修正を行う。
●安全に関する資料の提出部数は 1部とする。

系統図、機器等の取扱い方及び重要な定期検項目を書いた亚克力樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約 ㎝とする。

機械設備工事機材承諾函様式(最新版)によるほか、監督職員の指示による。
●本工事(調整項目は下記のものとする。)

●風量調整 ●水量調整 ○室内外空気温度の測定 ○室内気流及びじんあいの測定
○騒音の測定 ○飲料水の水质の測定
○50Hz ●60Hz

(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。

(1) 機器の取付け及び取付け
設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水櫃その他の貯槽には有効質量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

Table with 4 columns: 機器種別, 重要機器, 一般機器, 重要機器, 一般機器. Lists equipment types and seismic standards.

・上層階とは2~6階建の場合は最上層、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・重要機器は次のものを示す。
○給水機器()
○排水機器()
○換気機器 ○空調機器 ○熱源機器 ○防災設備
○監視制御設備 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備
○避難経路上に設置する機器

(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。

●配管
(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。
○呼び径60以下()
○呼び径75以上()
(2) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。
○(a) ○(b) ●(c)
(3) 溶接部の非破壊検査 ○不要 ○要()
既設配管を含む部分の試験 ○要(方法及び圧力:) ○不要

○試験
○絶縁継手
●地中埋設物等

●保温
(1) 地中埋設物 ○要(図示の箇所) ●不要
(2) 埋設表示用テープ ●要(排水管を除く) ○不要

○塗装
○はつり

●電線類
○天井上下区分
○他工事との工事区分
●吊り及び支持金物
●施工調査

(1) 電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。
() 書きの室名は直天井を示し、その他の二重天井を示す。
図面に特記なき場合は、別表-2「他工事との工事区分表」による。
(○ 構内) ●(ピット内)の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製(SUS 304)とする。
下記によるほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。

●調査項目 ○図示 ○
●調査範囲 ○図示 ○
●調査方法 ○図示 ○

○設計温度
○鋼板架設道
○ダクト
○風量測定口
○チャンバー

○ダンパー
○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○自動制御設備
○中央監視制御装置
○システム構成その他
○電気計装工事の配線

○自動洗浄装置
○小便器
○楕形板
○自動水栓の電源供給方式

○和風大便器の防火区画貫通処理
○衛生器具ユニット
○洋風便器

●配管材料
○水用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VB)
○屋外中配管
○屋内土間配管
○水道直結配管

○水栓
○水量器
○水量器棚
●弁類

○管の地中埋設深さ
○水栓柱
●建物導入部配管
○引込納付金等

●配管材料
○雑排水管
○通気管
○ポンプアップ管

○洗面器等の排水水
○排水試験継手
○放流納付金等

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

○配管材料
○弁類
○給湯設備
○保温

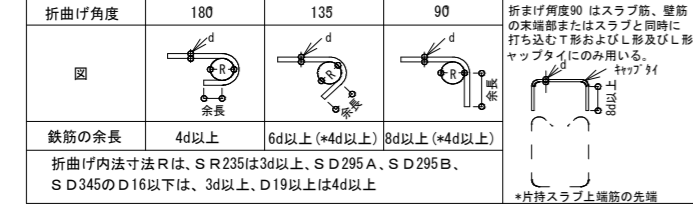
鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (1)

1. 一般事項

- 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
- 記号
 - d...異形鉄筋の呼び名に用いた数値 丸鋼では径 D...部材の成 R...直径
 - o...間隔 r...半径 c...中心線 lo...部材間の内法距離 ho...部材間の内法高さ
 - S T...あばら筋 HOOP...帯筋 S, HOOP...補強帯筋 φ...直径又は丸鋼

2. 鉄筋加工、かぶり

(1) 鉄筋末端部の折曲げの形状



(2) 鉄筋中間部の折曲げの形状 鉄筋の折曲げ角度90 以下

図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内のり寸法(R)
	帯筋 あばら筋 スパイラル筋	S R 235, S D 295 A	16φ 以下 D 16	3d以上
		S D 295 B, S D 345	19φ 以下 D 19	4d以上
	上記以外の鉄筋	S R 235, S D 295 A	16φ 以下 D 16	6d以上
		S D 295 B, S D 345	19φ~25φ D 19~D 25 28φ~32φ D 29~D 38	8d以上

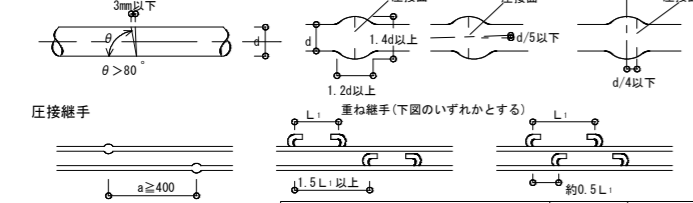
(3) 鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

鉄筋の種類	普通、軽量コンクリートの設計基準強度の範囲 (N/mm ²)	定着の長さ			特別の定着及び重ね継手の長さ (L ₁)
		一般 (L ₁)	下 ば 筋 (L ₁)	ス ラ ブ	
S R 235	21~36	35d フックつき	25d フックつき	15d フックつき	35d フックつき
	18以下	45d フックつき	25d フックつき	15d フックつき	45d フックつき
S D 295 A S D 295 B S D 345	21~36	35d または 25d フックつき	25d または 15d フックつき	10d かつ 15cm以上	40d または 30d フックつき
	18以下	40d または 30d フックつき	25d または 15d フックつき	15cm以上	45d または 35d フックつき

継手

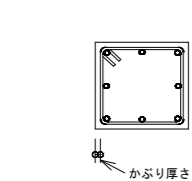
- 末端のフックは、定着及び重ね継手の長さに含まない。
- 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする。
- 直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする。
- D29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない。
- 鉄筋径の差が7mmを超える場合は、圧接としてはならない。

ガス圧接形状



(4) かぶり厚さ (単位: mm)

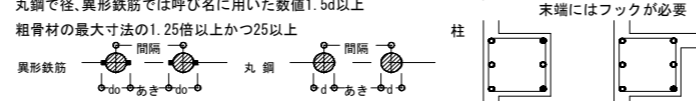
ひびわれ誘発目地部など鉄筋のかぶり厚さが部分的に減少する箇所についても最小かぶり厚さを確保する。



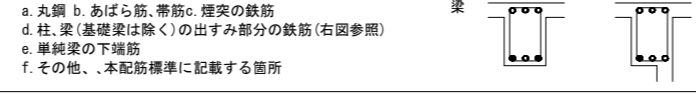
部 位	設計かぶり厚最少かぶり厚さ (mm)	
	(mm)	(mm)
土に接しない部分	屋根スラブ 床スラブ 耐力壁	屋内 30 屋外 40 ⁽¹⁾ 40 (20)
	柱 はり 耐力壁	屋内 40 屋外 50 ⁽²⁾ 40 ⁽¹⁾ (30)
土に接する部分	換気	50 ⁽³⁾ 40
	柱・はり・床スラブ・耐力壁 基礎・換気	50 70 ⁽⁴⁾ (6)

- (注) (1) 耐久性上有効な仕上げのある場合、工事管理者の承認を受けて30mmとすることができる。
 (2) 耐久性上有効な仕上げのある場合、工事管理者の承認を受けて40mmとすることができる。
 (3) コンクリートの品質および施工方法に応じ、工事管理者の承認を受けて40mmとすることができる。
 (4) 軽量コンクリートの場合は、10mm増しの値とする。
 (5) ()内は仕上げがある場合、改定により標準かぶり厚さは10mm増し。

(5) 鉄筋のあき

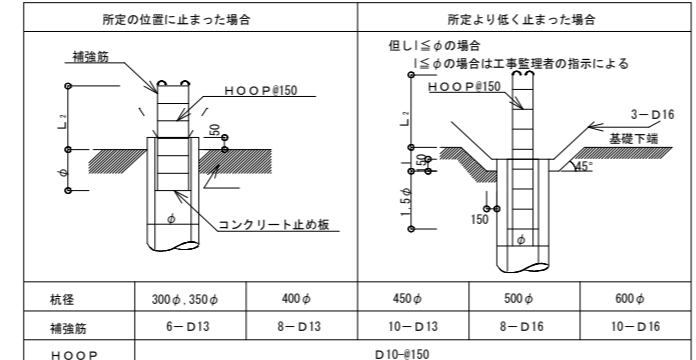


(6) 鉄筋のフック

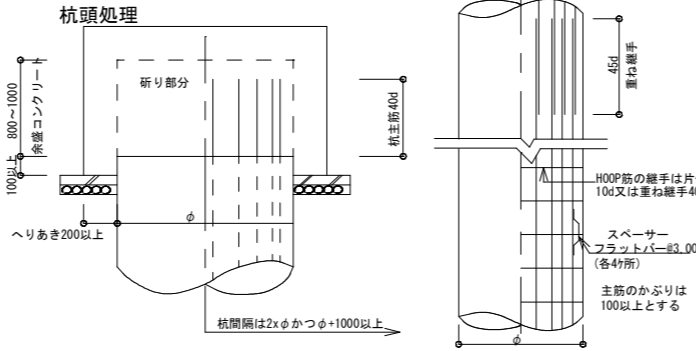


3. 杭 (地震力等の水平力を考慮する必要がある場合は、別途検討すること。)

(1) PC杭、又はPHC杭の全てに補強を行う

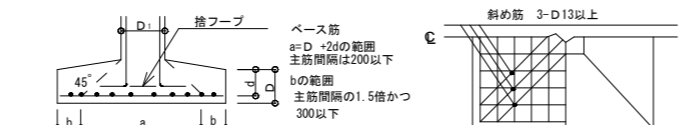


(2) 現場打ちコンクリート杭

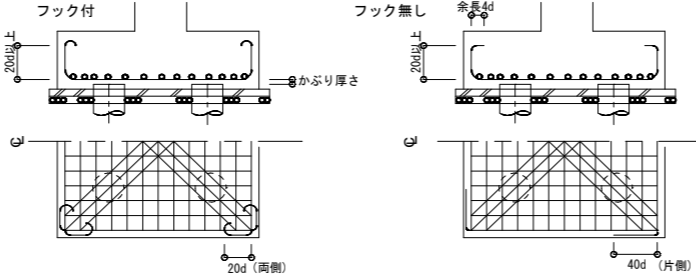


4. 基礎

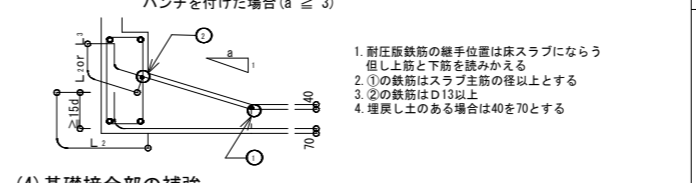
(1) 直接基礎



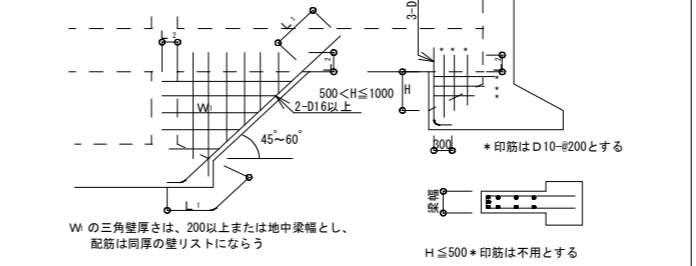
(2) 杭基礎



(3) べた基礎

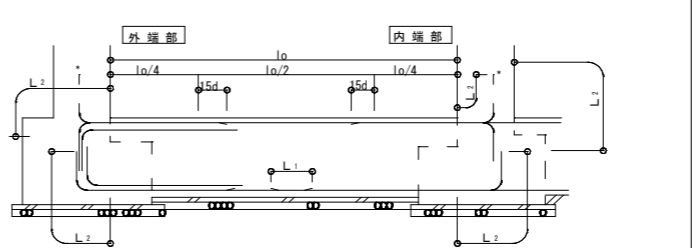


(4) 基礎接合部の補強

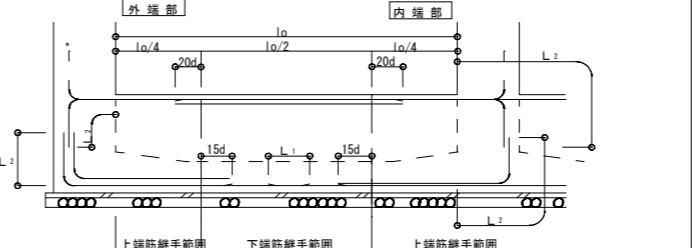


5. 地中梁

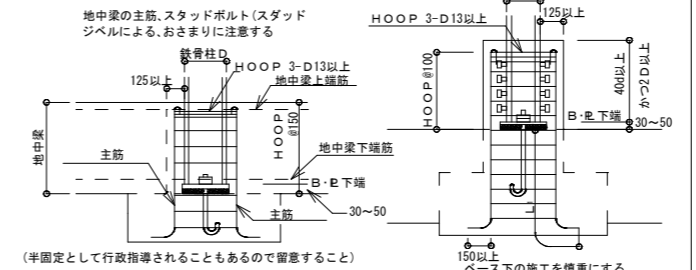
(1) 独立基礎、杭基礎の場合 (定着、継手)



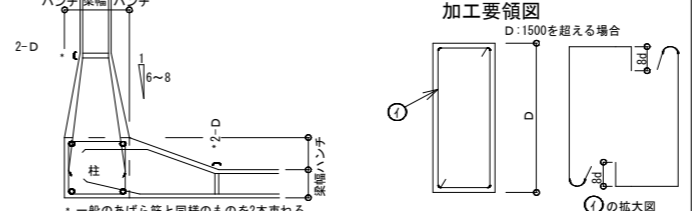
(2) 布基礎、べた基礎の場合 (定着、継手)



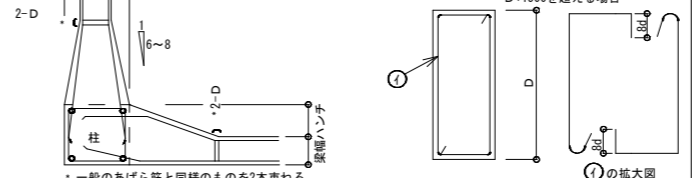
(3) 小規模鉄骨造の柱脚固定の配筋



(4) 水平ハンチの場合のあばら筋加工要領

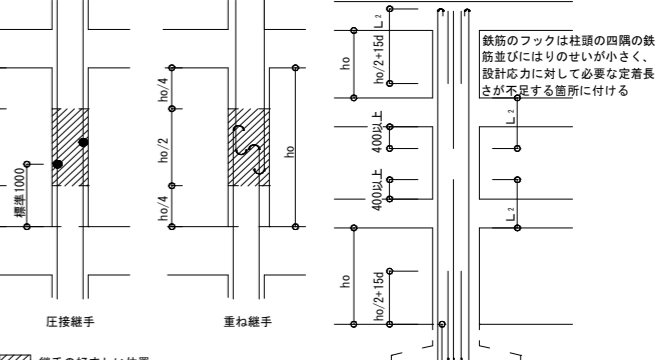


(5) せいの高い梁のあばら筋加工要領図

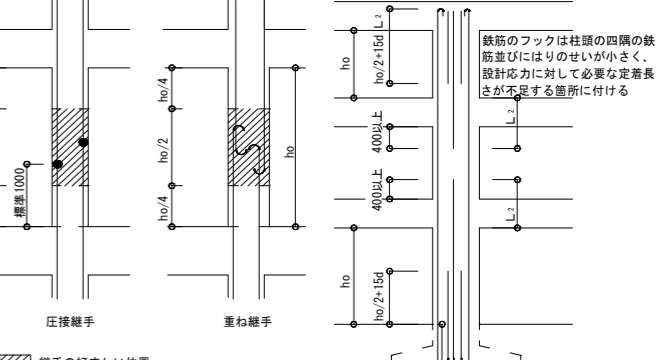


6. 柱

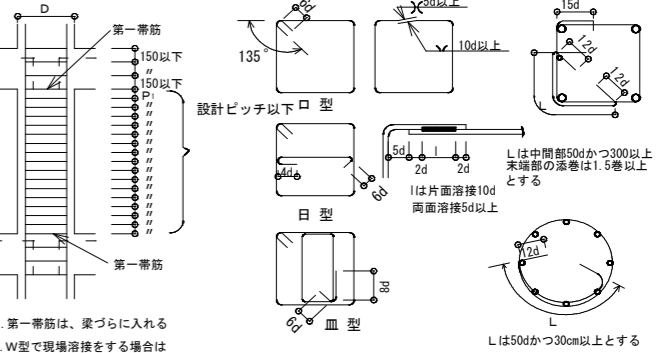
(1) 柱主筋の継手



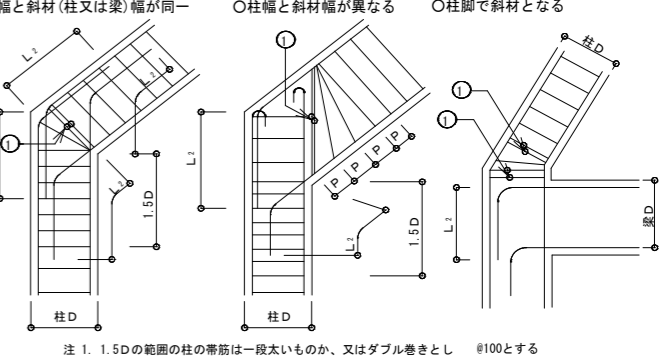
(2) 柱主筋の定着



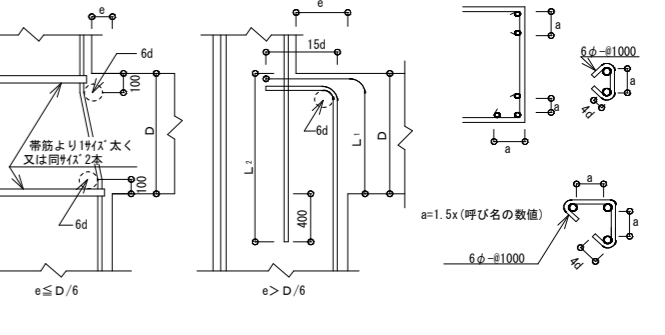
(3) 帯筋



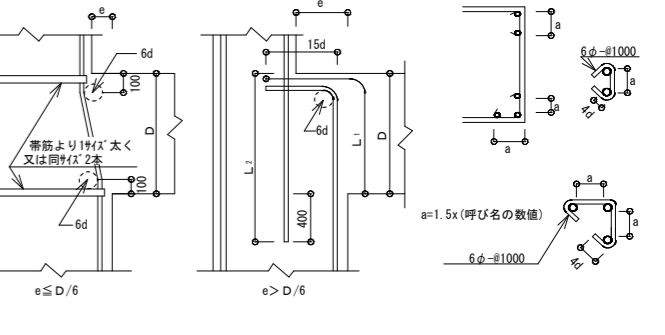
(4) 斜め柱・斜め梁



(5) 絞り



(6) 二段筋の保持



工事名称	令和2年度(継続補正) 中部山岳国立公園大正池園地公園トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	配筋標準図(1)
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮 尺	NON
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	S-05
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		設 計 者	名 称 株式会社 KRC
			資格者氏名 窪田 石英
			登録番号 1級建築士 第284051号
		所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23

鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (2)

L=鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)の2-(3)による。

7. 大梁、小梁、片持梁

(1) 定着

① 大梁

② 小梁の定着

③ 片持梁の定着

(2) 大梁主筋の継手

(3) あばら筋、腹筋、幅止めの配置

(4) あばら筋の型

(5) 幅止め筋の本数、加工

腹筋	D < 600 不要	600 ≤ D < 900	2-D10(9φ) 1段
		600 ≤ D < 1200	4-D10(9φ) 2段
		1200 ≤ D	D10(9φ) #300以内
幅止め筋	D10(9φ) #1000以内で割り付ける		

8. 床板

(1) 定着および継手

① 片持スラブ

② 一般床スラブ

標準継手位置

上端筋	短辺方向	B
	長辺方向	B
下端筋	短辺・長辺方向	A C

(2) 屋根スラブの補強

(3) 片持ちスラブ出隅部補強

(4) 床板開口部の補強 (開口の径500程度の場合)

床板厚さ D	周囲	斜め
D ≤ 150	各2-D13	各1-D13
150 < D ≤ 200	各2-D13	各2-D13
200 < D ≤ 300	各2-D19	各2-D16

(5) 床板段差

(6) 土間コンクリート

(7) 釜場

(8) 打継ぎ補強 (ダマ穴打継ぎについて)

- 設計配筋間隔の1/2ピッチ 長さ2L以上
- 無筋部分 D10-#200 長さ800以上

9. 壁

(1) 定着

① 梁に

② 床に (非耐力壁とスラブが取り合う場合)

③ スラブに上端筋がある場合

④ 壁と壁 (平面図)

(2) スリット部 (設計図に記入のあるとき)

(3) 手摺、パラベット

(4) コンクリートブロック帳壁

一般の場合

下部防水立上りのある場合

注) ho ≤ 25t かつ 3500 以下とする。但し直方向 25t 以内に、又は柱がある場合は除く
注) h はコンクリートブロック段数調節寸法とする。但し、200 ≤ H ≤ 400
注) 継手は必ずモルタルをてん充すること

10. 柱、梁増打コンクリート補強

(1) 柱

ハッチ部分の面積 A cm² 補強タテ筋

A > 500	500 ≤ A < 10000	10000 ≤ A < 15000
3-D16	4-D16	6-D16

ハッチ部分は増打コンクリートを示す。

*印は補強筋

*柱と同径、同ピッチとする。

(2) 梁

- 補強筋は、梁主筋の1段降し径(D16以上)とする。
- あばら補強筋は、梁と同径、同ピッチとする。
- 腹筋D10ピッチは、梁の腹筋と合せる。
- D ≥ 400の場合は補強筋を3本とする。
- aは100~200程度。
- 梁下端増打コンクリートの場合も上端増打コンクリート補強と同様とする。
- ハッチ部分は増打コンクリートを示す。

11. 梁貫通孔補強

(1) 設置可能範囲

梁端部(スパン/10以内かつ2D以内)は避ける

(2) 鉄筋標準配筋 但し φ ≤ D/3とする

80 ≤ φ ≤ 100	100 < φ ≤ 150	150 < φ ≤ 250
折筋 2-(2-D13)	折筋 2-(2-D13)	折筋 4-(2-D13)
縦筋 ST 2-D13-100@	縦筋 ST 2-D13-100@	縦筋 ST 2-D13-100@
	横筋 2-(2-D13)	横筋 2-(2-D13)
		上下縦筋 ST 2-D13

φ < 250

孔補強の有効範囲と定着長さのとり方

*部分について計算で確認された場合は右記の位置、寸法によらずに良い。

●梁幅が400を超える場合は補強筋でD13はD16又は、2-D13は3-D13と、各々読みかかせる

(3) 既製品 (使用するときには、設計者又は工事監理者と打合せのこと)

□ リング型 □ バイブ型 □ 金網型 □ プレート型

(1) 柱、梁

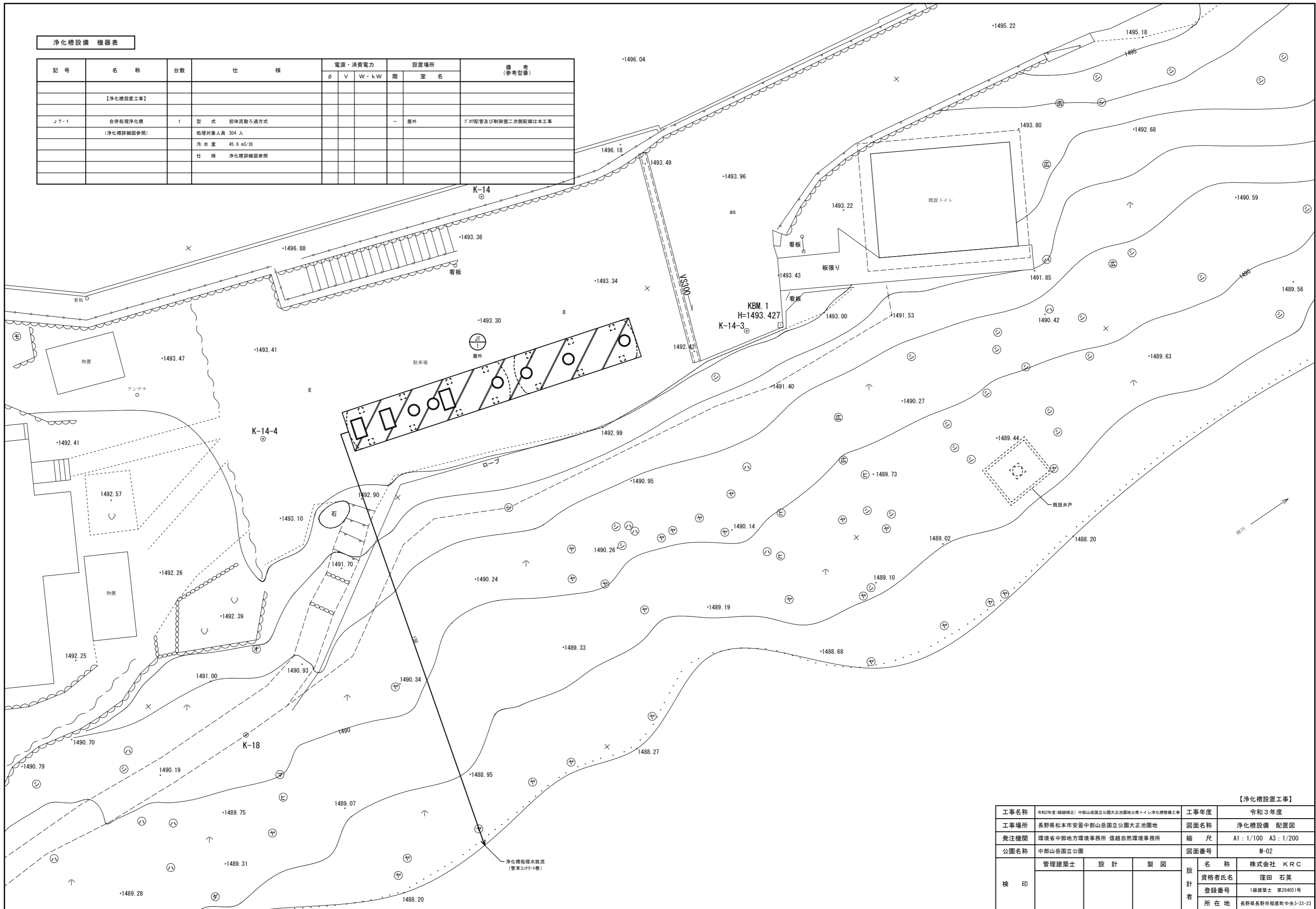
(2) 地中梁

(3) 床板、壁

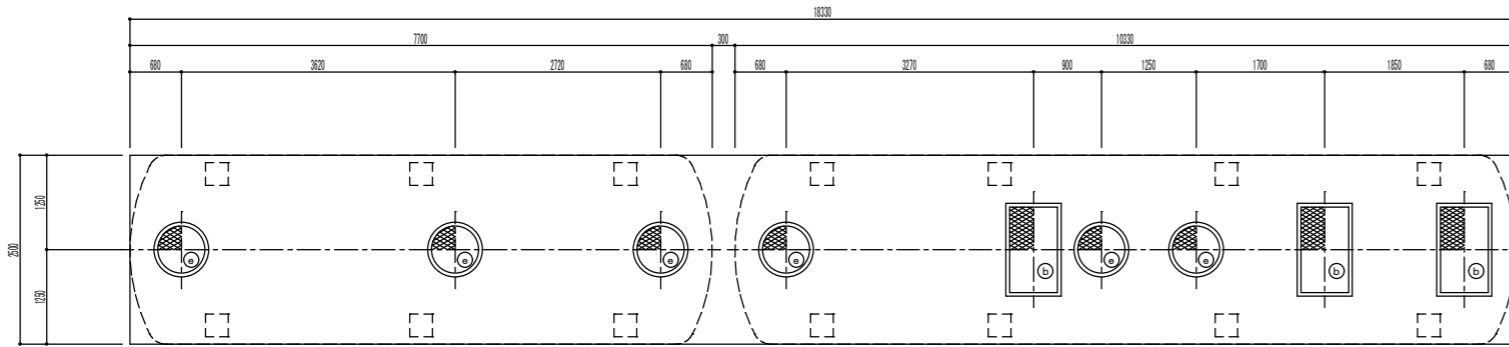
工事名称	令和2年度(補給補正) 中部山岳国立公園大正池園地公園トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	配筋標準図(2)
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	NON
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	S-06
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	株式会社 KRC	
	登録番号	窪田 石英	
	所在地	1級建築士 第284051号 長野県長野市稲里町中央3-33-23	

浄化槽設備 機器表

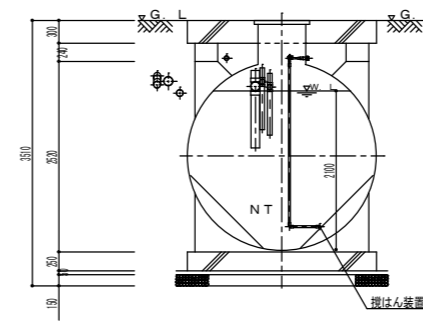
記号	名称	台数	仕様	電源・消費電力			設置場所		備考 (参考型番)
				φ	V	W・kW	階	室名	
【浄化槽設置工事】									
JT-1	合併処理浄化槽 (浄化槽詳細図参照)	1	型式 担体流動ろ過方式 処理対象人員 304人 汚水量 45.6 m ³ /日 仕様 浄化槽詳細図参照				屋外		ブの配管及び制御盤二次側配線は本工事



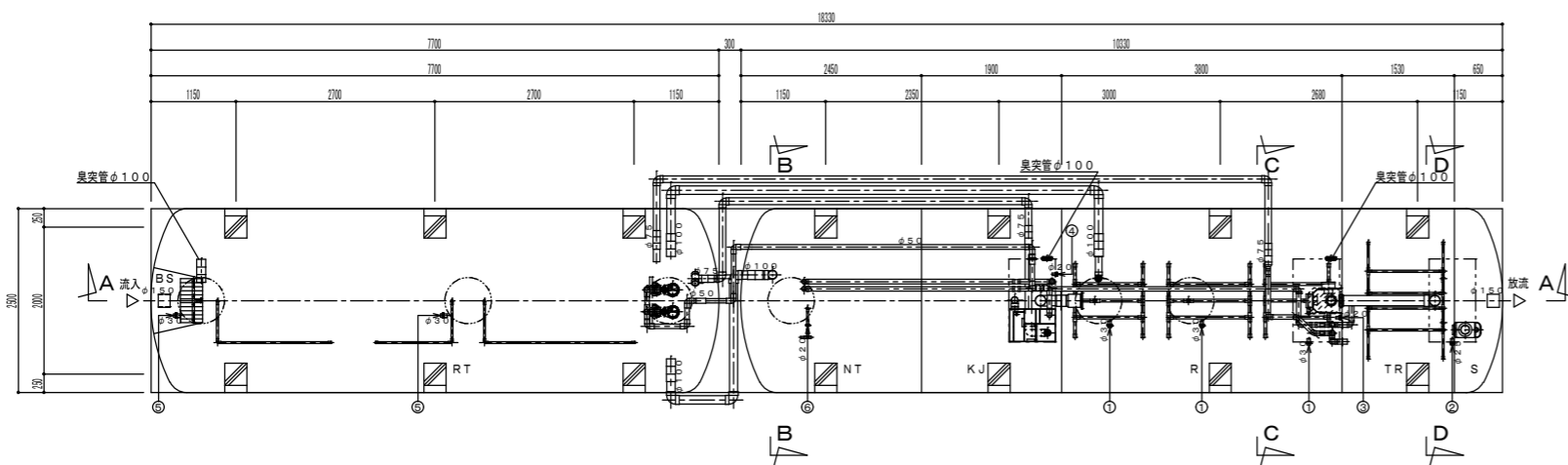
【浄化槽設置工事】			
工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	浄化槽設備 配置図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/100 A3: 1/200
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-02
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
所在地	長野県長野市稲屋町中央3-33-23		



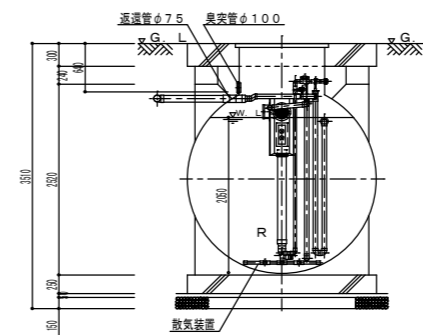
スラブ平面図 1/50



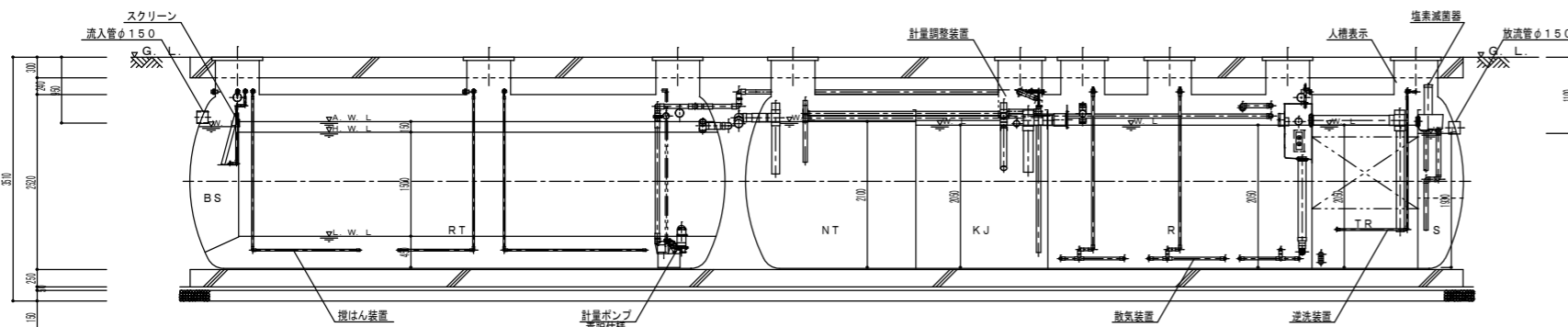
B-B断面図 1/50



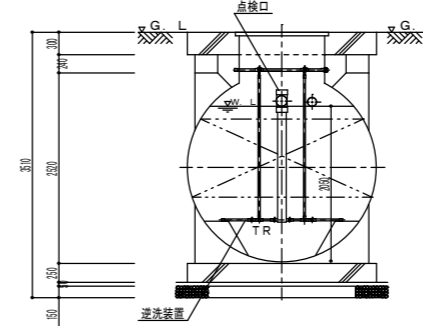
内部平面図 1/50



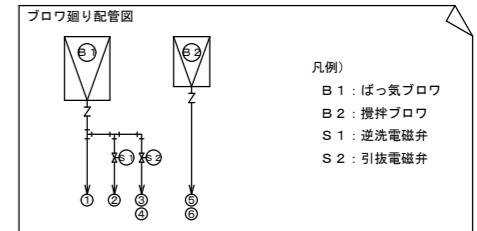
C-C断面図 1/50



A-A断面図 1/50



D-D断面図 1/50



凡例)
 B 1 : ばっ気ブロウ
 B 2 : 攪拌ブロウ
 S 1 : 逆洗電磁弁
 S 2 : 引抜電磁弁

槽外空気配管口径表 (土中部分の配管口径を示す)				電磁弁口径表		
記号	配管名称	配管径	記号	電磁弁名称	電磁弁径	
①	ばっ気用送気管	φ50	-	-	-	
②	TR逆洗用送気管	φ50	S1	逆洗電磁弁	25A	
③	TR引抜用送気管	合流部分 φ25 φ30	S2	引抜電磁弁	20A	
④	KJ引抜用送気管	φ25	-	-	-	
⑤	RT攪拌用送気管	合流部分 φ40 φ40	-	-	-	
⑥	NT攪拌用送気管	φ25	-	-	-	

流入水質		放流水質	
BOD	260 mg/L	BOD	20 mg/L

仕様表				
設計番号	TKB6393D			
処理方式	担体流動・濾過方式			
型式名称	フジクリーンプラント PCI-304B型 (PCK109, PCQ112)			
処理対象人員	304人			
計画汚水量	45.6m ³ (排水時間 8時間)			
型式認定番号	5-16-H-001-1			
型式適合認定番号	型01Cafoa1024431			
機器名称	仕様			
ばっ気ブロウ	40A×1.50kW×1.36m ³ /min×1台			
攪拌ブロウ	25A×0.75kW×0.40m ³ /min×1台			
計量ポンプ	50A×0.15kW×0.08m ³ /min×2台			
容積表				
記号	槽名称	実有効容積		
BS	ばっ気型スクリーン	0.87m ³		
RT	流量調整槽	23.93m ³		
KJ	夾雑物除去槽	7.81m ³		
R	担体流動槽	15.92m ³		
TR	担体濾過槽	5.98m ³		
S	消毒槽	1.92m ³		
NT	汚泥濃縮貯留槽	8.8m ³		
開口表				
記号	呼称寸法	数量	仕様	材質
b	700×1200	3	6250K	鋼鉄、枠:SS
e	φ600	6	6250K	鋼鉄、枠:鋼鉄

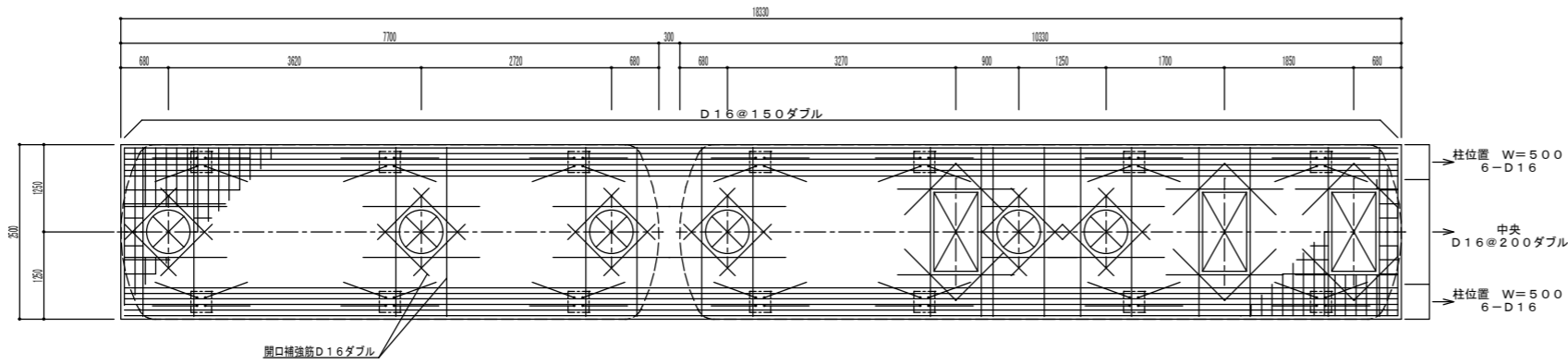
配管仕様表	
露出配管 (ブロウ通り)	SGP
土中配管	φ65以下~VP・φ75以上~VU
槽内配管	メーカー仕様

- 注1) 上部はT-25荷重とする。
 注2) 機器電源は三相200V、総電力は2.8kWとする。
 注3) 図中の「G、L」は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
 注4) 浄化槽からブロウまでの距離は30m以内とする。
 注5) 流入管・放水管工事は浄化槽から30mまでを本工事とする。又接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
 注6) 臭突管工事は別途とする。又接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
 臭突管は浄化槽に向かって下り勾配とし、管内部に水がたまらないよう施工すること。
 排出口は、近隣に影響を与えないよう、屋上など風通しの良い場所に設けること。
 注7) 電気工事は二次側(浄化槽制御盤以降)を浄化槽工事とする。
 一次側(電源引き込み、アース引き込み)は浄化槽工事範囲外とする。
 注8) 外部露出接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
 注9) 地耐力は60kN/m²以上必要とする。(実際の工事業者が確認後施工の事)
 注10) 岩掘削工事、杭工事、地盤改良工事、ウエルポイント工事、地盤調査は別途とする。
 注11) 工用水道使用料金(水張用水費)、工用水仮設電源は別途とする。
 注12) 埋戻しは良質土にて行うこと。
 注13) 散水栓13mm以上を5m以内に設置のこと。設置工事は浄化槽工事範囲外とする。
 注14) 外構工事は浄化槽工事範囲外とする。
 注15) 現状嵩上げ高さ: 250mm、最高嵩上げ高さ: 300mmまで
 注16) 下記条件の場合は、浄化槽本体を補強仕様に必要があります。
 (実際の工事業者が確認後施工の事)
 ・嵩上げ高さが300mmを超える場合
 ・地下水位がGL-1000mmより高い場合
 注17) 荷重影響線内に注1を超える荷重がある場合、擁壁の設置等が必要になります。

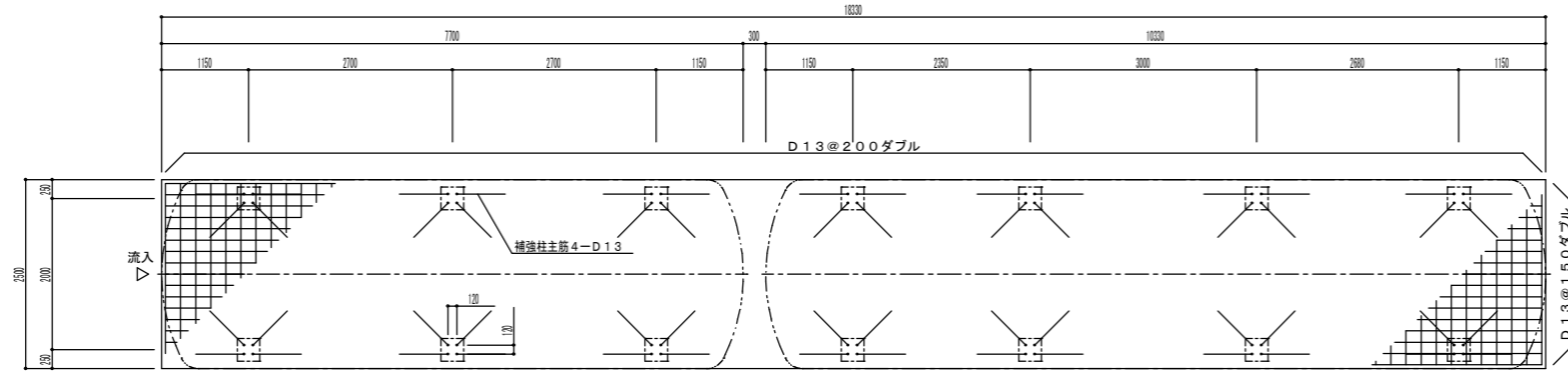
槽本体寸法・吊上目重量	
槽型槽1	φ2500×7700L 目重量: 2090kg
槽型槽2	φ2500×10330L 目重量: 4090kg

【浄化槽設置工事】

工事名称	令和2年度(補給補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	浄化槽設備 構造図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/50 A3: 1/100
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-03
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
所在地	長野県長野市稲屋町中央3-33-23		



スラブ配筋図 1/50

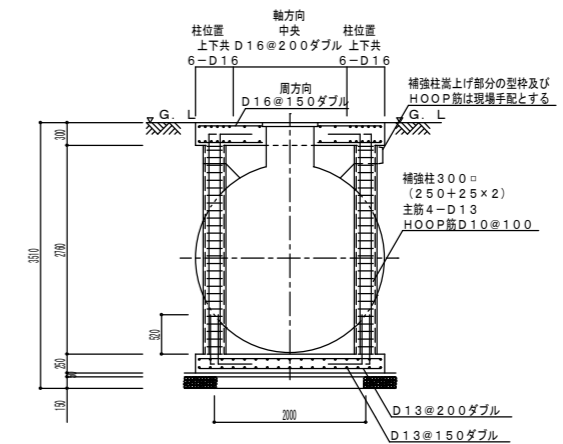


ベース配筋図 1/50

TKB6393D

一般事項	
コンクリート	$F_c = 21 \text{ N/mm}^2$
鉄筋	SD295A
鉄筋かぶり	スラブ 40
	ベース 60
定着及継手	40d
地業	砕石又はRC 40~0

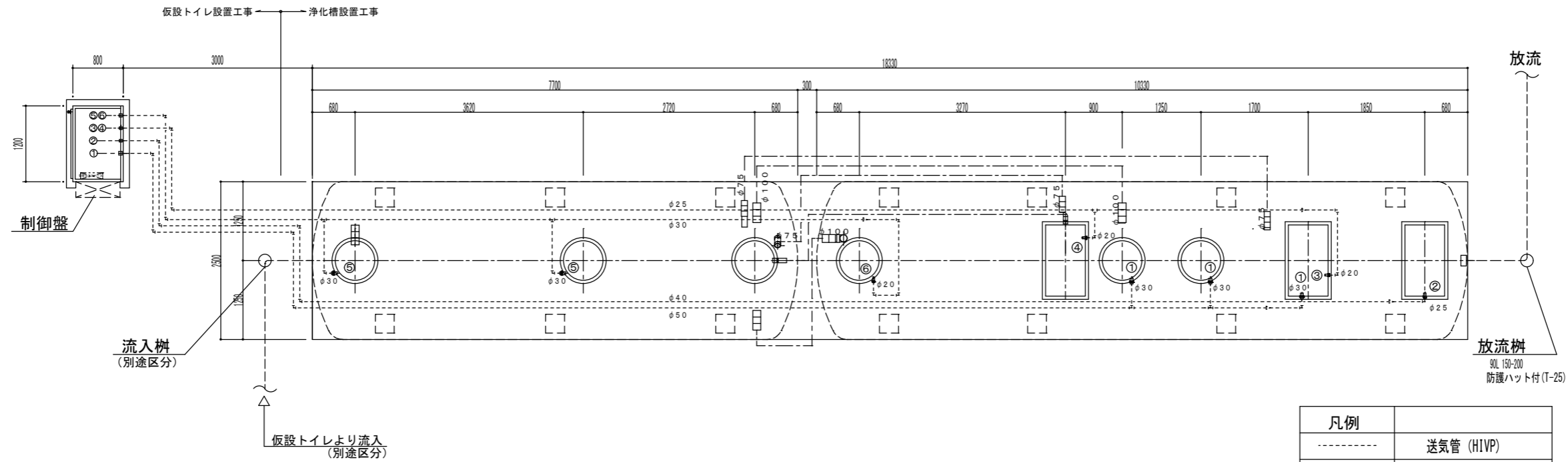
注1) 上部はT-25荷重とする。
 注2) 図中の「G、L」は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
 注3) 地耐力は60kN/m²以上必要とする。(実際の工事業者が確認後施工の事)



横型槽断面配筋図 1/50

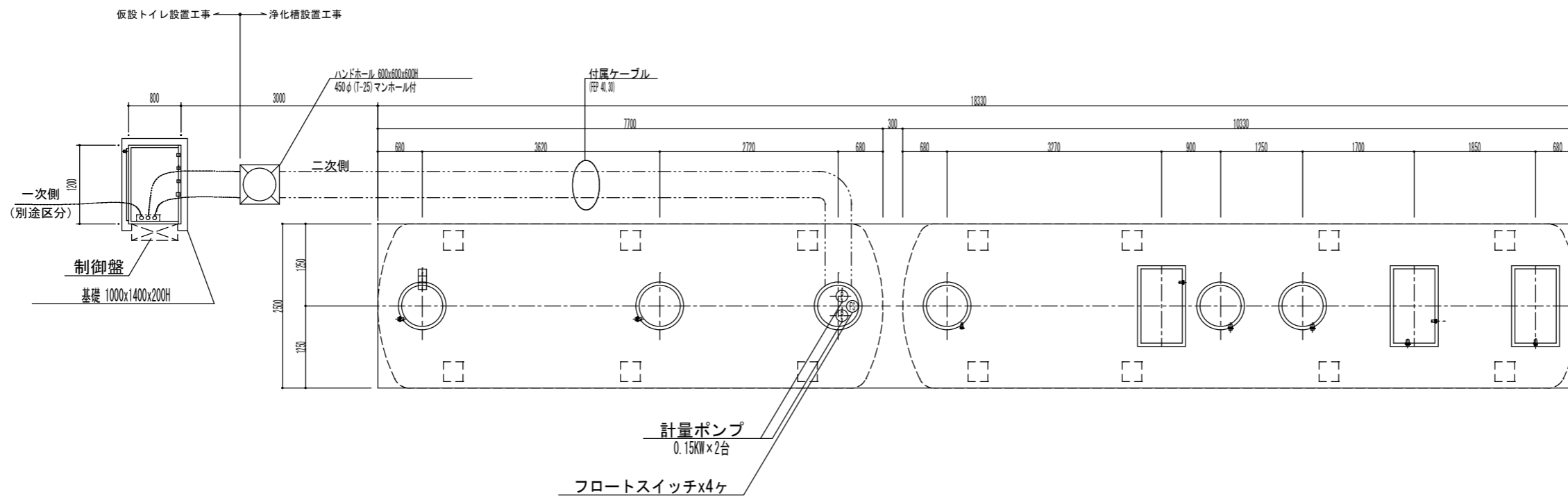
【浄化槽設置工事】

工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	浄化槽設備 躯体図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/50 A3: 1/100
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-04
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	株式会社 KRC	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲屋町中央3-33-23	



配管図 1/40

凡例	
-----	送気管 (HIVP)
-----	移流管 (VP)
-----	汚水管 (VP)



配線図 1/40

【浄化槽設置工事】

工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	浄化槽設備 配管配線図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/40 A3: 1/80
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-05
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	株式会社 KRC	
	登録番号	窪田 石英	
	所在地	1級建築士 第284051号 長野県長野市稲屋町中央3-33-23	

衛生設備 樹一覧表

記号	種類	品名	略号	主管	樹径	設置面高さ 1FL基準	深さ(管底)mm		ふた仕様			備考
							GL基準	実管底	塩ビ製	鋳鉄製	防護ふた	
	【仮設トイレ設置工事】											
Ⓐ	塩ビ製小口径汚水樹	90° 曲り	90L	100A	150φ	- 400	400 H	○				
Ⓑ	"	90° 合流	90Y	"	"	- 420	420 H	○				
Ⓒ	"	90° 曲り	90L	"	"	- 460	460 H	○				
Ⓓ	"	90° 合流	90Y	"	"	- 690	690 H	○				
Ⓔ	"	"	"	"	"	- 760	760 H	○				
Ⓕ	"	90° 曲り	90L	"	"	- 850	850 H	○				
Ⓖ	"	"	"	"	"	- 400	400 H	○				
Ⓗ	"	"	"	"	"	- 400	400 H	○				
Ⓘ	"	90° 合流	90Y	"	"	- 460	460 H	○				
Ⓙ	"	90° 曲り	90L	"	"	- 500	500 H	○				
Ⓚ	"	90° 合流	90Y	"	"	- 510	510 H	○				

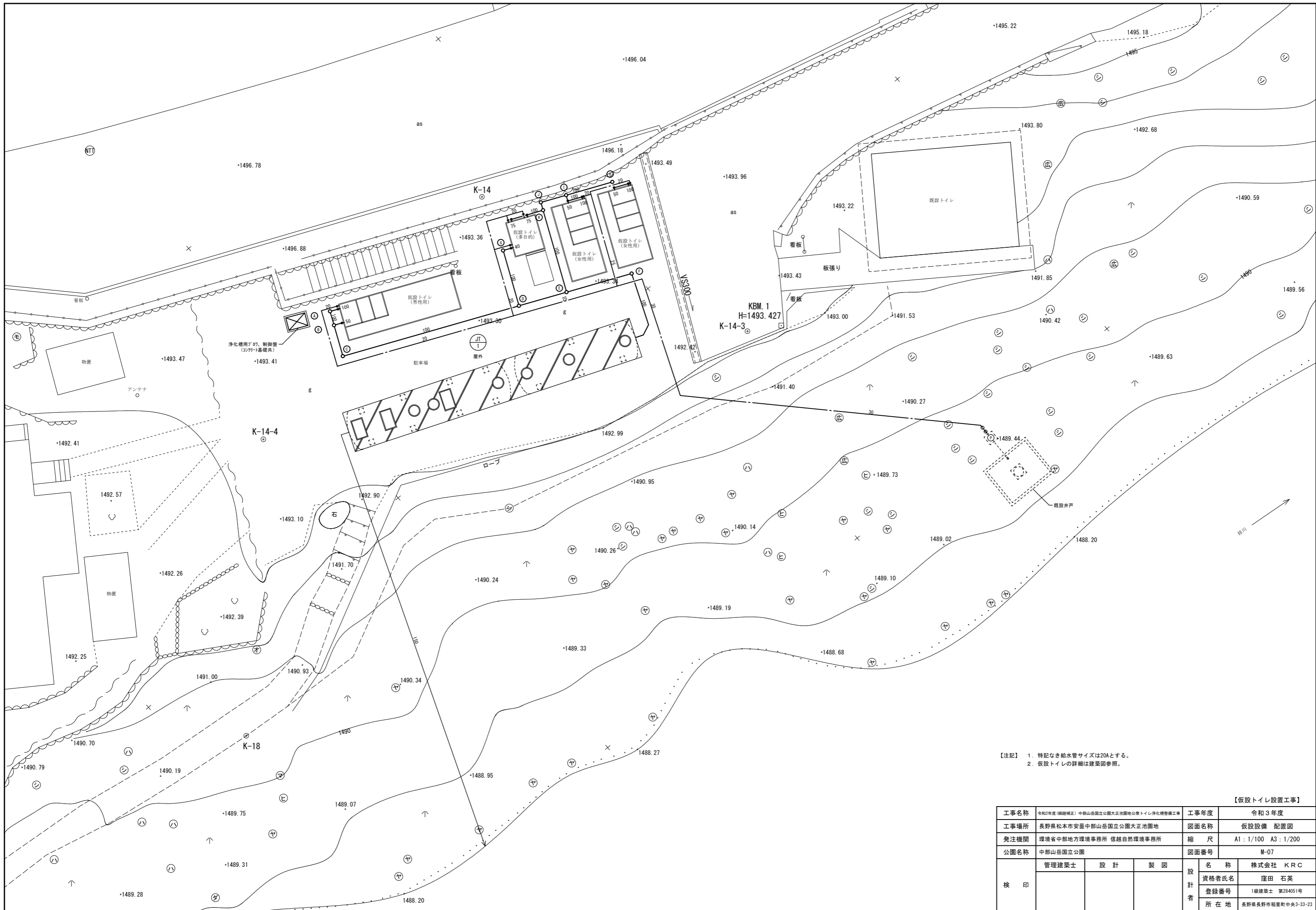
【注記】 1. 樹深さは、起点樹を基準レベル（GL±0）とした地盤面からの樹流入管底深さを示す。

2. ふたの仕様は下記による

塩ビ製密閉ふた：T-2、ワンタッチ開閉式（鎖付）、ミカゲ
 防護ふた：T-25（鋳鉄製）、密閉式内ふた共

【仮設トイレ設置工事】

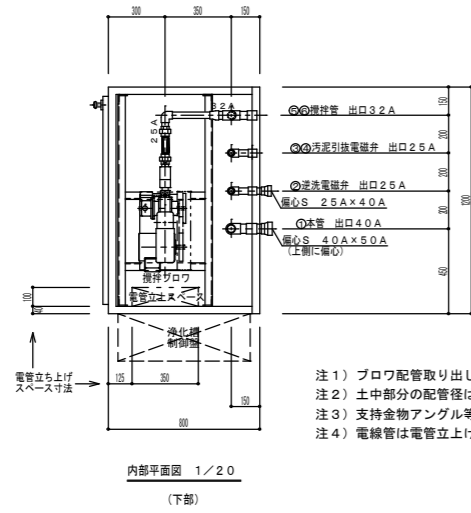
工事名称	令和2年度（繰越補正）中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	仮設設備 樹一覧表
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	No Scale
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-06
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		設 計 者	名 称 資格者氏名 登録番号 所 在 地
			株式会社 KRC 窪田 石英 1級建築士 第264051号 長野県長野市稲屋町中央3-33-23



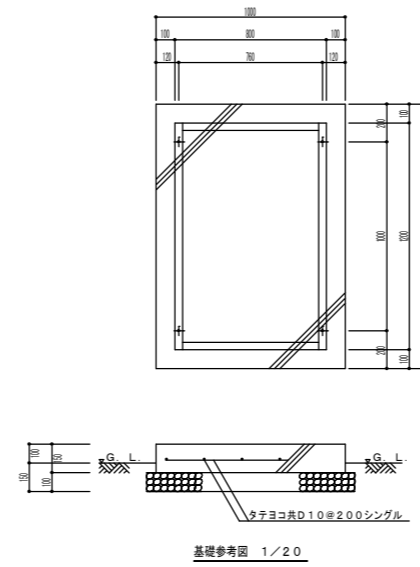
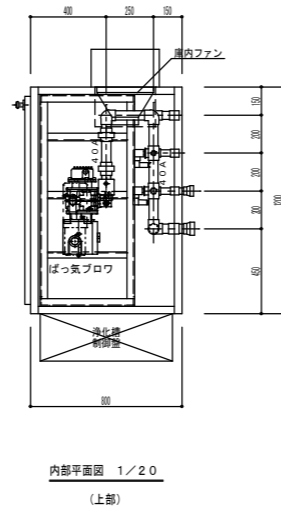
【注記】 1. 特記なき給水管サイズは20とする。
 2. 仮設トイレの詳細は建築図参照。

【仮設トイレ設置工事】

工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事		工事年度	令和3年度	
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地		図面名称	仮設設備 配置図	
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所		縮尺	A1: 1/100 A3: 1/200	
公園名称	中部山岳国立公園		図面番号	M-07	
検印	管理建築士	設計	製図	名称	株式会社 KRC
				資格者氏名	窪田 石英
				登録番号	1級建築士 第284051号
				所在地	長野県長野市稲屋町中央3-33-23

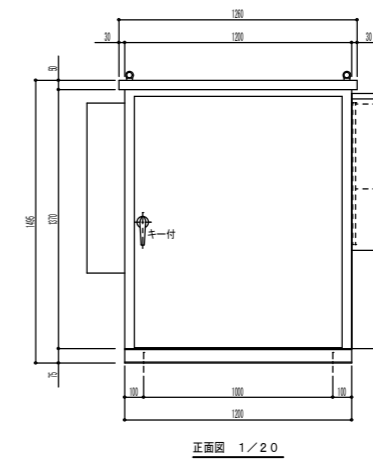
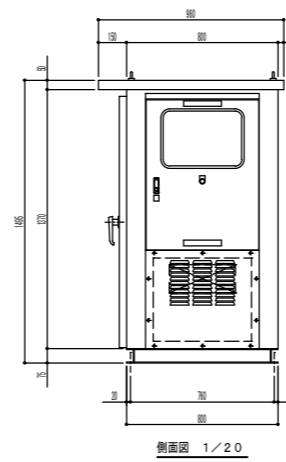
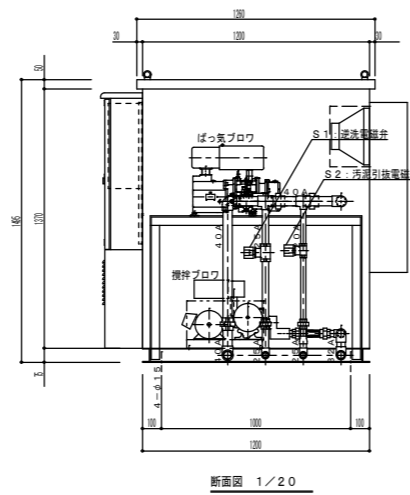
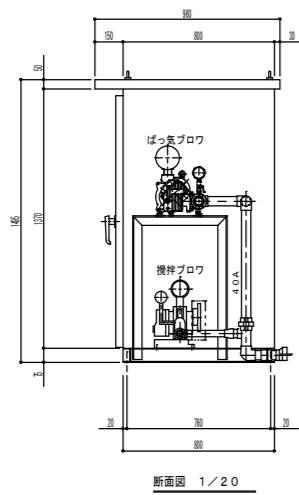


- 注 1) プロウ配管取り出し口はSGPソケット止めとする。
 注 2) 土中部分の配管径は施工図又は口径表に従ってください。
 注 3) 支持金物アングル等の位置は参考とする。
 注 4) 電線管は電管立ち上げスペースの内側に立ち上げてください。



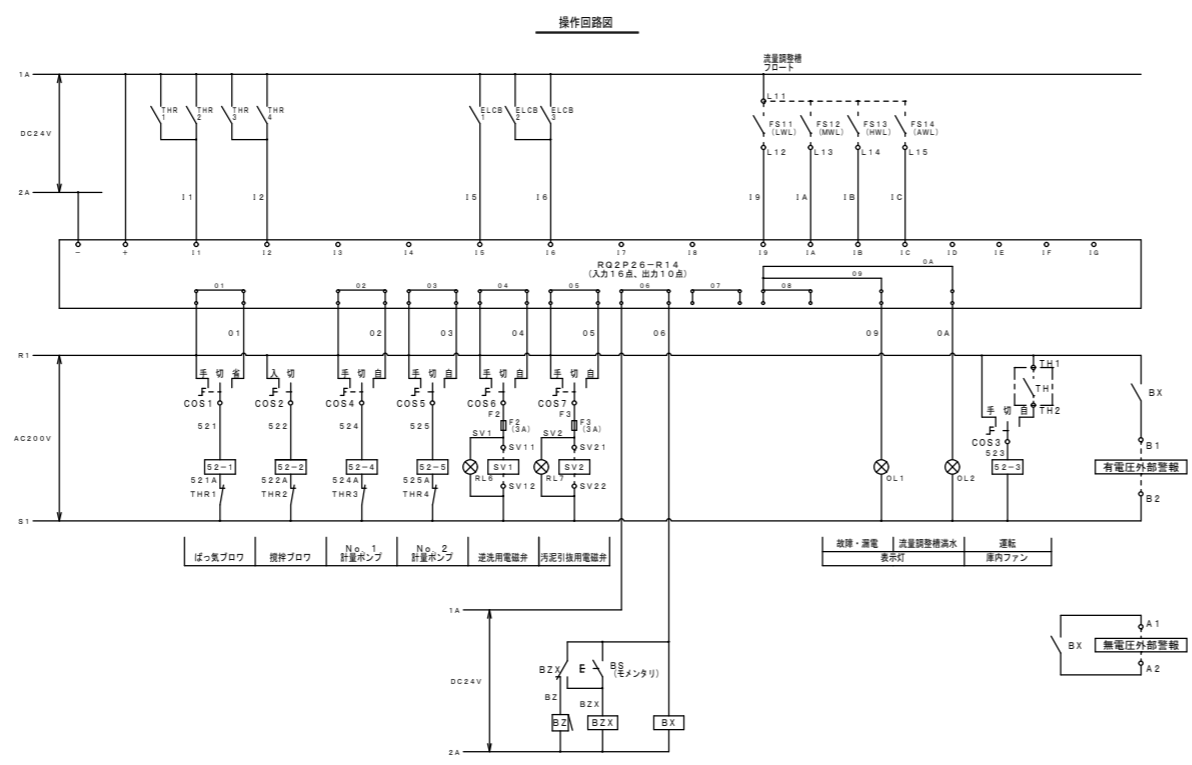
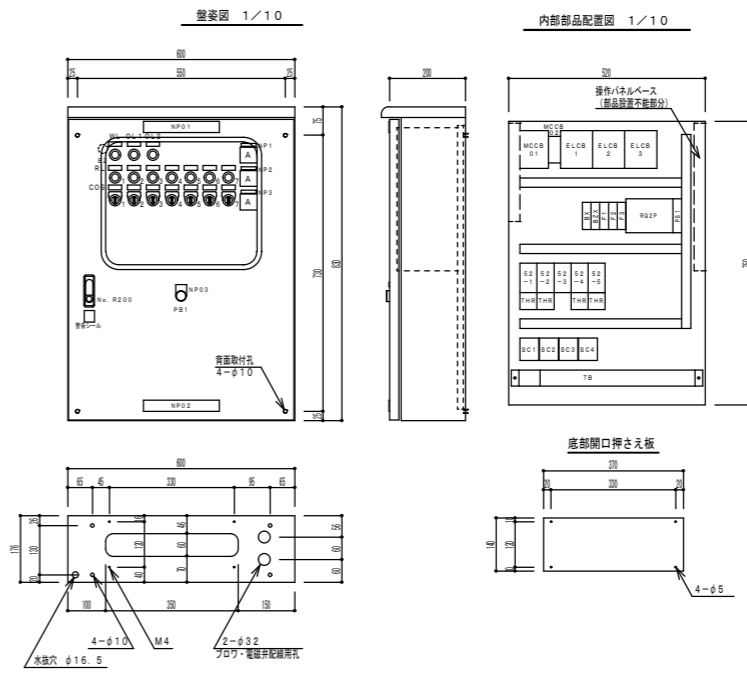
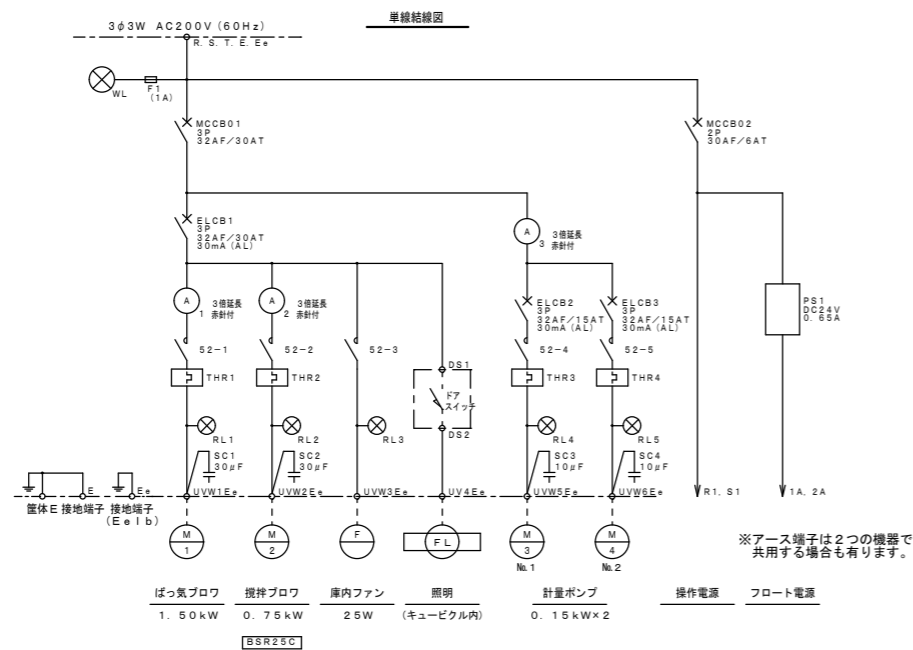
TKB6393D

仕様表		
本体	SPC1.6t	塗装色 マンセル5Y7/1
ベース	S S	C75×40
取手		キー付
制御盤		別図参照
内部		照明1灯、ガラスウルガラスクロス押え32K 25mm厚
配管材料	SGP	ネジ部錆止塗装+指定色SOP塗装
支持材料	S S	図面位置は参考とする



【仮設トイレ設置工事】

工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	浄化槽設備 制御図(1)
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/20 A3: 1/40
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-08
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	株式会社 KRC	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
		所在地	長野県長野市稲屋町中央3-33-23



制御仕様

設計番号	TKB6393D
型式	MRPC204-SV2-ES-C
構造	水切・防水・防塵構造
板厚	本体 1.6t (中板 2.3t)
	扉 1.6t
塗装	外面 マンセル5Y7/1
	内面 マンセル5Y7/1

銘板表

記号	名称
NPD1	浄化槽制御盤
NPD2	フジクリーン工業株式会社
NPD3	プザー停止
NP1	ばっ気ブロウ
NP2	攪拌ブロウ
NP3	計量ポンプ

【仮設トイレ設置工事】

工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	浄化槽設備 制御図(2)
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1:1/10 A3:1/20
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-09
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	株式会社 KRC	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲屋町中央3-33-23	

衛生設備 機器表

記号	名称	台数	仕様	電源・消費電力			設置場所		備考 (参考型番)
				φ	V	W・kW	階	室名	
	【トイレ新築工事】								
TW-1	受水槽	1	型式 FRP製 埋設型 容量 5,000 L 寸法 φ1,600×2,800L 配管接続口 流入管 (50A)、給水管 (40A)、オニオン管 (100A) 通気管 (100A)、電線管 (50A×2)				1	屋外	TJY-5000-16 コンクリート基礎共
PU-1	給水ポンプユニット	1	型式 推定末端圧力一定制御 (ON-OFF方式) スピン製 並列交互運転 仕様 32φ×50φ×140 L/min×18m 制御盤 警報 (受水槽満水、減水、漏水)、外部出力 (一括警報) 高調波抑制対策仕様、他標準仕様一式 付属品 凍結防止ヒータ、他標準付属品一式	3	200	0.4 kW×2	1	機械室	32BNME0.4N
CF-1	薬液注入装置	1	型式 圧入受槽方式 仕様 30 mL/min×1.0 MPa 薬液槽 100 L 付属品 圧入検出式流量計 (65A)、配管用注入装置	1	200	0.02 kW	1	機械室	FSP-1P
	ポンプ制御盤 (排水ポンプ用)	1	型式 屋内壁掛形 並列交互運転用 制御 受水槽水位による運転 警報 外部出力 (一括警報) 付属品 漏電遮断器	3	200	0.75 kW×2	1	機械室	EPC2B 排水ポンプは別途工事

衛生設備 器具表

器具名	参考品番及び付属品		1階					合計	備考
	参考品番	仕様・付属品	トイレ(男)	トイレ(女)	トイレ(多目的)	冬用トイレ	掃除用扉入		
【トイレ新築工事】									
壁掛便器 (フラッシュタンク式)	CF5497BC	掃除口付、暖房便座 (TCF226)、他標準付属品一式	3	8				11	AC100V 56W (暖房便座)
紙巻器		ジャボットレットバー用	3	8				11	
壁掛小便器 (低リップタイプ)	UFS900JS	セーター体形 (尿石抑制形)	6					6	AC100V 24W
コンパクト多機能トイレバック (車椅子・オストメイト対応)	UADAK21L1C1ASN2WA	壁掛大便器、洗浄便座 (TCF553AUPR、金属製ペダル、便ふたなし) 汚物流し (電気温水器、節電機能付)、洗面器 (電気温水器なし、水石けん入れ) 手洗器 (ファスナシ)、背もたれ (ワットワット)、側板 (開口1,700mm以上) 水道水、停電時洗浄いなし、手すり、紙巻器、フリンク		1				1	AC100V 410W (洗浄便座) AC100V 600W (オストメイト用電気温水器) AC100V 30W (オストメイト用洗浄ユニット) AC100V 0.6W (自動水栓)
カウンター式洗面器 (ペッセル式)	L911CR	自動水栓 (TENA12A、単水栓、壁給水)、排水金具 (壁排水)、他標準付属品一式	3	4				7	AC100V 5W (自動水栓)
掃除用流し	SK322	横水栓 (T23AE020)、排水金具 (T37SGEP、S1777)、鎖付ドラック (TH4036)、他標準付属品一式					1	1	
ペーパーシート	YKA25R	780W×1350×1,145H (使用時780W×5600×950H)、床固定用取付金具 (木下地用)		1				1	
ペーパーチェア (平壁設置タイプ)	YKA15R	300W×2500×950H、床固定用取付金具 (木下地用)		1				1	
手すり (L型)	T112CL10	樹脂被覆パイプ (φ34、前出寸法120mm)、700L×700H、固定金具一式 (木下地用)	3	8				11	
手すり (小便器用)	T112CU22	樹脂被覆パイプ (φ34)、600W×5500、固定金具 (木下地用)	1					1	
化粧鏡 (耐食鏡)	YW4575F	450W×750H×5t	3	4				7	
化粧鏡 (耐食鏡)	YW6090F	600W×900H×5t		1				1	
非水洗壁掛便器	AS540BN	普通便座 (DNB001)				1		1	
横水栓	T2005NR13		1	1				2	洗面カウンター内設置
横水栓	T28AUNH13	カフシ付					1	1	
洗面器カウンター	(建築工事)		(1)	(1)				(2)	

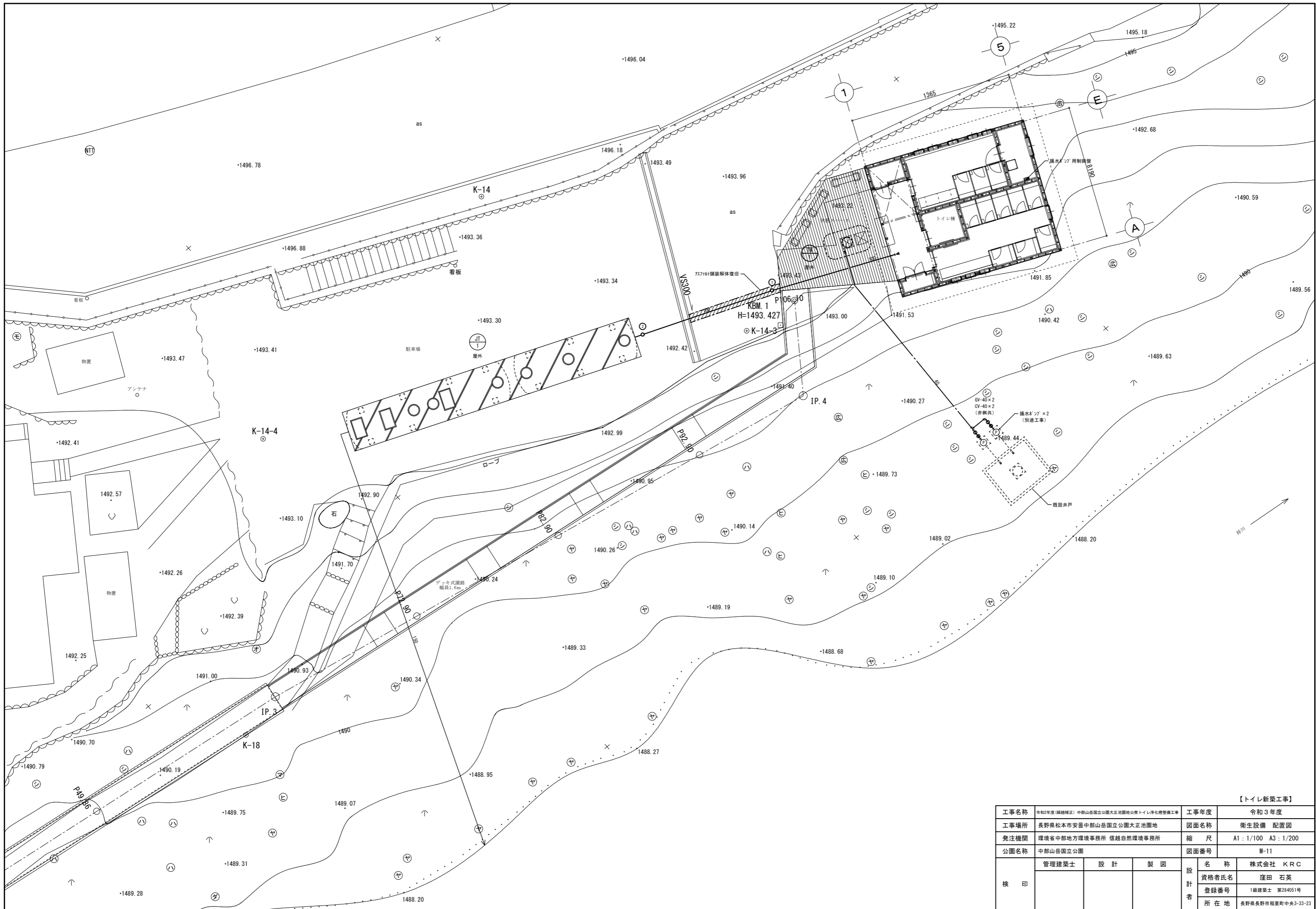
衛生設備 樹一覧表

記号	種類	品名	略号	主管	樹径	設置面高さ 1FL基準	深さ(管底)mm		ふた仕様			備考
							GL基準	実管底	塩ビ製	鋼鉄製	防護ふた	
	【トイレ新築工事】											
①	塩ビ製小口径汚水樹	ストレート	ST	100A	150φ	- 770	770 H	○				
②	"	"	"	"	"	- 940	940 H			○		

【注記】 1. 樹深さは、起点樹を基準レベル (GL±0) とした地盤面からの樹流入管深さを示す。
2. ふたの仕様は下記による
塩ビ製: T-2、ワンタッチ開閉式 (鎖付)、ミカゲ
防護ふた: T-25 (鋼鉄製)、パール穴式 (鎖付)、密閉式内ふた共

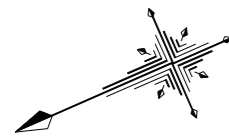
【トイレ新築工事】

工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	衛生設備 機器表・器具表
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	No Scale
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-10
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	株式会社 KRC	
	登録番号	窪田 石英	
	所在地	1級建築士 第264051号 長野県長野市稲屋町中央3-33-23	



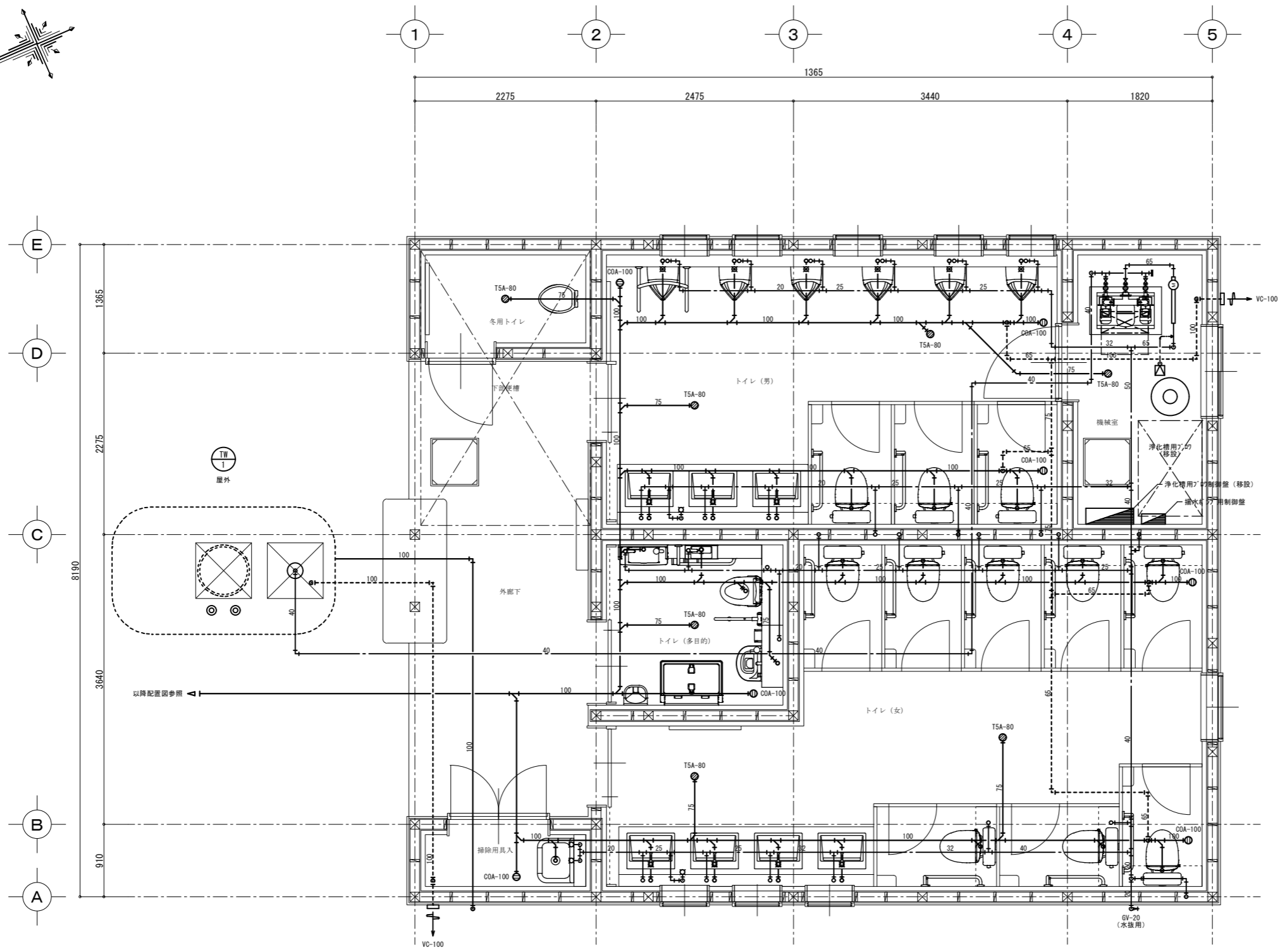
【トイレ新築工事】

工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	衛生設備 配置図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/100 A3: 1/200
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-11
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲屋町中央3-33-23	



バルブ類一覧表

機器	系統	名称	仕様	口径	数量	備考
PU-1 給水ユニット	給水一次側	仕切弁 (GV)	JIS 5K	32	2	
		防振継手	玉型	32	2	
	給水二次側	仕切弁 (GV)	JIS 5K	65	1	
		防振継手	玉型	65	1	
		パナ発信式流量計		65	1	CF-1付属品
		フット弁 (スリム製)	hV-付	40	1	受水槽内設置
サクションユニット			40	1		



凡例

記号	名称	仕様・備考
—	給水管	特記仕様による
- - -	排水管	特記仕様による
- · - · -	通気管	特記仕様による
- - - - -	薬液注入管	ブレードホース
⓪	COA 床上掃除口 (非防水形)	ステンレス製
●	TSA 掃葉ドレン (非防水形)	床排水トラップ
VC	ペントキャップ	
○	汚水網	表参照

- 【注記】
1. 特記なき給水管サイズは20Aとする。
 2. 特記なき器具排水管接続サイズは下記による。
 塵掛便器：75V、小便器：50V、洗面器：40V、掃除用流し：65V
 3. プロワ配管及び制御盤二次側配線は本工事

【トイレ新築工事】

工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	衛生設備 平面図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/30 A3: 1/60
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-12
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	株式会社 KRC	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲屋町中央3-33-23	

暖房換気設備 機器表

記号	名称	台数	仕様	電源・消費電力			運動	設置場所		備考 (参考型番)
				φ	V	W・kW		階	室名	
	【トイレ新築工事】									
PH-1	輻射式遠赤外線ヒーター	1	型式 ステン製 天吊タイプ 付属品 樹脂製取付金具 (UT-3)、センサーボックス (CT-03)	1	200	0.5 kW	1	トイレ (多目的)	ESW-502T	
PH-2	輻射式遠赤外線ヒーター	4	型式 ステン製 天吊タイプ 付属品 樹脂製取付金具 (UT-3)、センサーボックス (CT-03)	1	200	1.0 kW	1	トイレ (男・女)	ESW-1002T	
FS-1	送風機 (給気用)	1	型式 ストレートタイプ (天吊・消音形) 仕様 外径φ200×800mm×110Pa 付属品 ケーブル (25cm)	1	100	159 W	FE-1	トイレ (男)	BFS-80SUG	
FS-2	送風機 (給気用)	1	型式 ストレートタイプ (天吊・消音形) 仕様 外径φ200×1,100mm×100Pa 付属品 ケーブル (25cm)	1	100	247 W	FE-2	トイレ (女)	BFS-100SUG	
FE-1	送風機 (排気用)	1	型式 ストレートタイプ (天吊・消音形) 仕様 外径φ200×800mm×110Pa 付属品 ケーブル (25cm)	1	100	159 W	FS-1	トイレ (男)	BFS-80SUG	
FE-2	送風機 (排気用)	1	型式 ストレートタイプ (天吊・消音形) 仕様 外径φ200×1,100mm×100Pa 付属品 ケーブル (25cm)	1	100	247 W	FS-2	トイレ (女)	BFS-100SUG	
FV-1	天井埋込形換気扇	1	型式 低騒音形 (銅板製・樹脂カバー) 仕様 外径φ100×900mm×30Pa 付属品 ベントキャップ、温度スイッチ (埋込形)	1	100	16 W	1	機械室	VD-13Z12	
FV-2	天井埋込形換気扇	1	型式 低騒音形 (銅板製・樹脂カバー) 仕様 外径φ100×1200mm×30Pa 付属品 ベントキャップ (φ150)	1	100	16 W	1	冬用トイレ	VD-15Z12	
FV-3	天井埋込形換気扇	1	型式 低騒音形 (銅板製・樹脂カバー) 仕様 外径φ150×2100mm×30Pa 付属品 ベントキャップ (φ200)	1	100	30 W	1	トイレ (多目的)	VD-18ZB12	

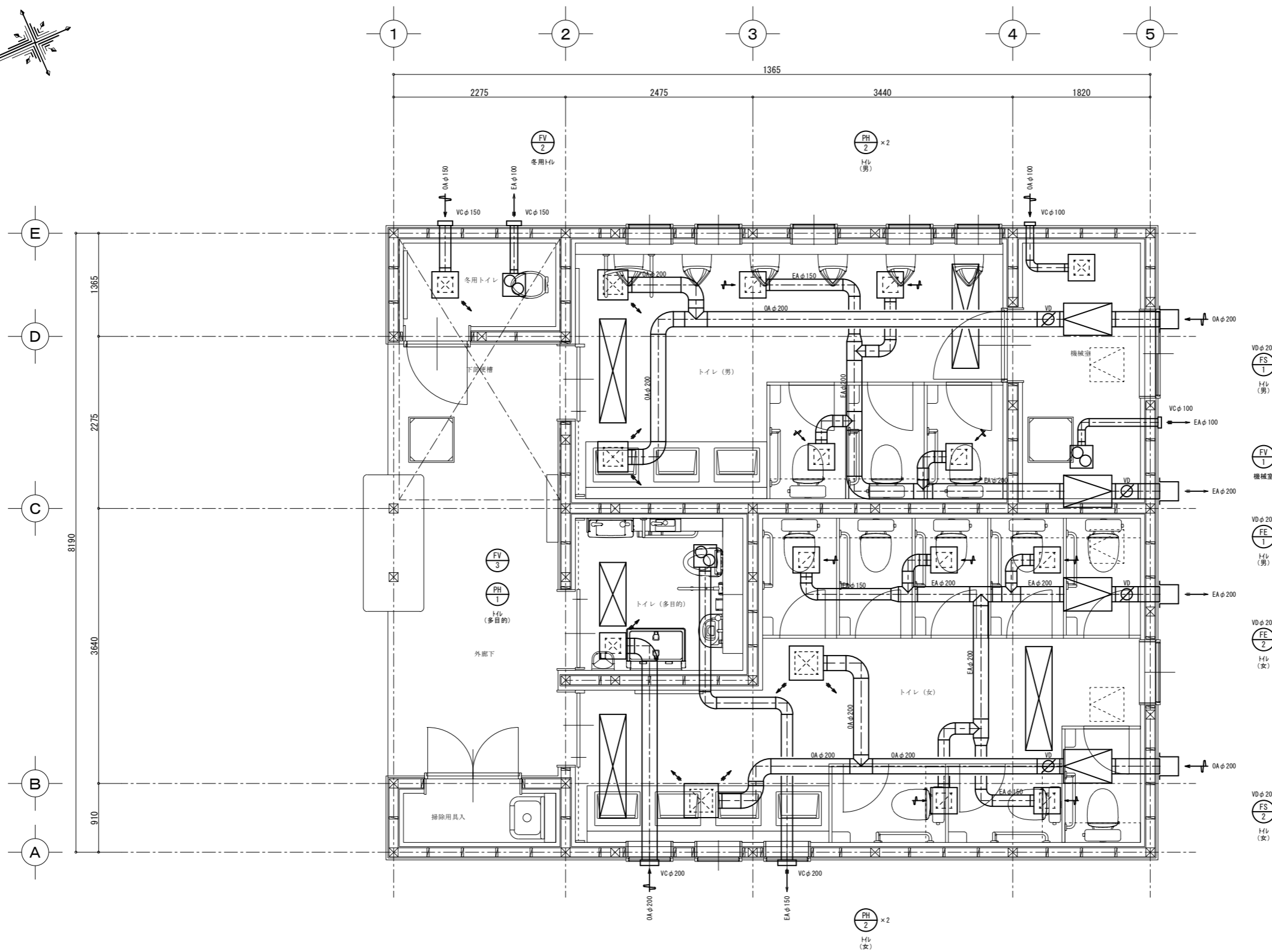
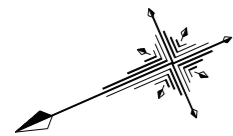
- 【注記】
- 消費電力は参考値とする。
 - ベントキャップの仕様は下記による。
ステンレス製丸形防風板付ベントキャップ (覆い・水切・防虫網付)
指定色焼付塗装
 - ウェザーカバーの仕様は下記による。
ステンレス製ウェザーカバー (防虫網付)
指定色焼付塗装
 - FV-1用温度スイッチの取付は、電気設備工事とする。
(電気設備工事へ支給)
 - 遠赤外線ヒーターのサーモスタット及びセンサーの取付、配管配線は本工事とする。

換気設備 制気口一覧表

階	室名	系統	制気口				風量 (1個当り)		合計風量 CMH	制気口ボックス				備考	
			種類	タイプ	寸法 (mm)		個数	OA CMH		EA CMH	寸法 (mm)				
					W	D					接続φ	W	D		H
	【トイレ新築工事】														
1	トイレ (男)	FS-1	VHS		250	250	2	400	800	φ200	400	400	350		
		FE-1	GVS		200	200	4	200	800	φ150	350	350	300		
	トイレ (女)	FS-2	VHS		300	300	2	550	1,100	φ200	450	450	350		
		FE-2	GVS		200	200	5	220	1,100	φ150	350	350	300		
	機械室	自然給気	VHS		200	200	1	90	90	φ100	350	350	300		
	冬用トイレ	自然給気	VHS		200	200	1	120	120	φ150	350	350	300		
	トイレ (多目的)	自然給気	VHS		200	200	1	210	210	φ200	350	350	350		

【トイレ新築工事】

工事名称	令和2年度 (繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	暖房換気設備 機器表
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	No Scale
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-13
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	株式会社 KRC	
	登録番号	窪田 石英	
	所在地	1級建築士 第284051号 長野県長野市稲屋町中央3-33-23	

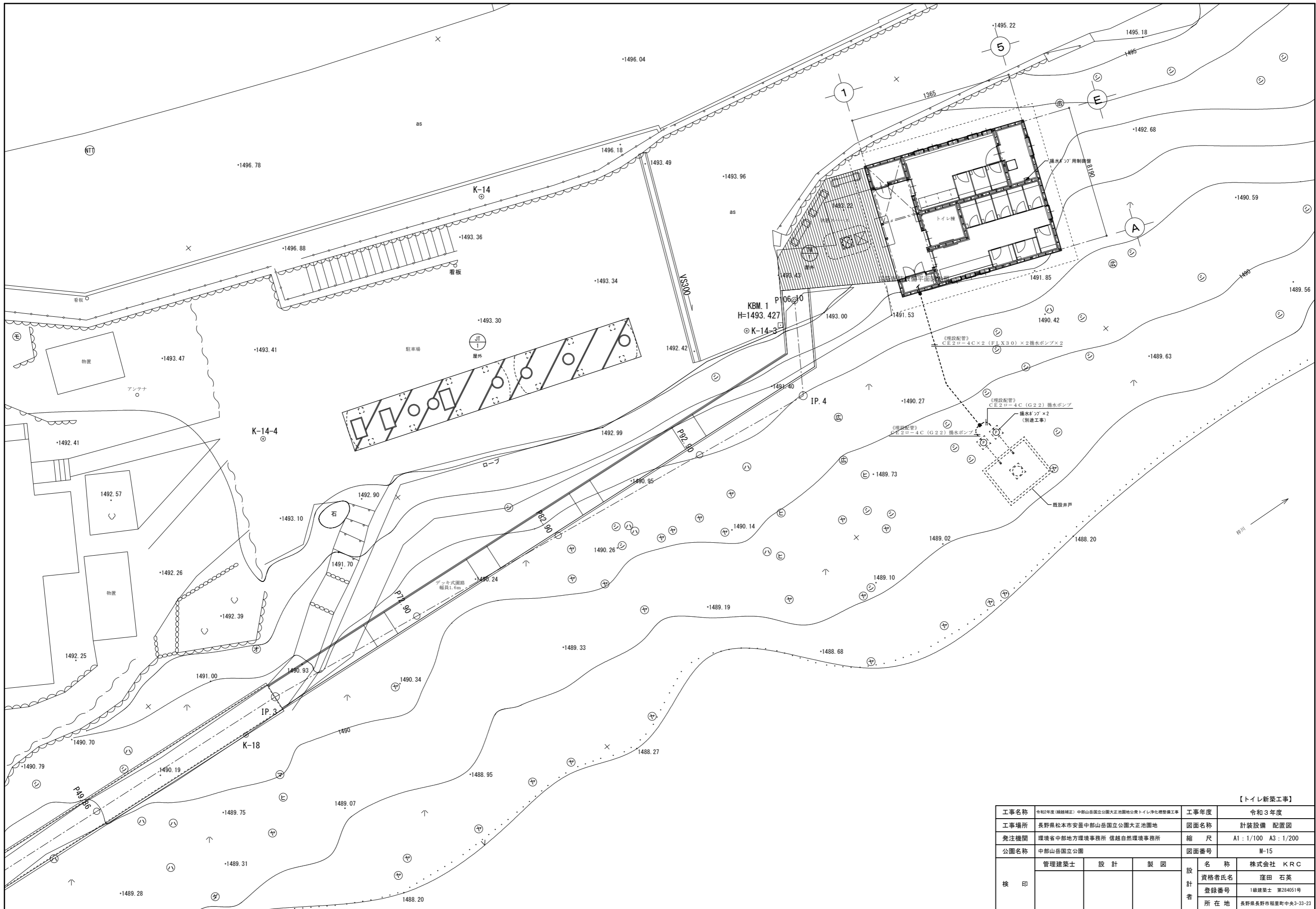


凡例

記号	名称	仕様・備考
OA	外気ダクト	低圧ダクト
EA	排気ダクト	低圧ダクト
VD	風量調整ダンパー	
□	制気口 (吹出口)	制気口一覧表参照
□	制気口 (吸込口)	制気口一覧表参照
VC	ベントキャップ	

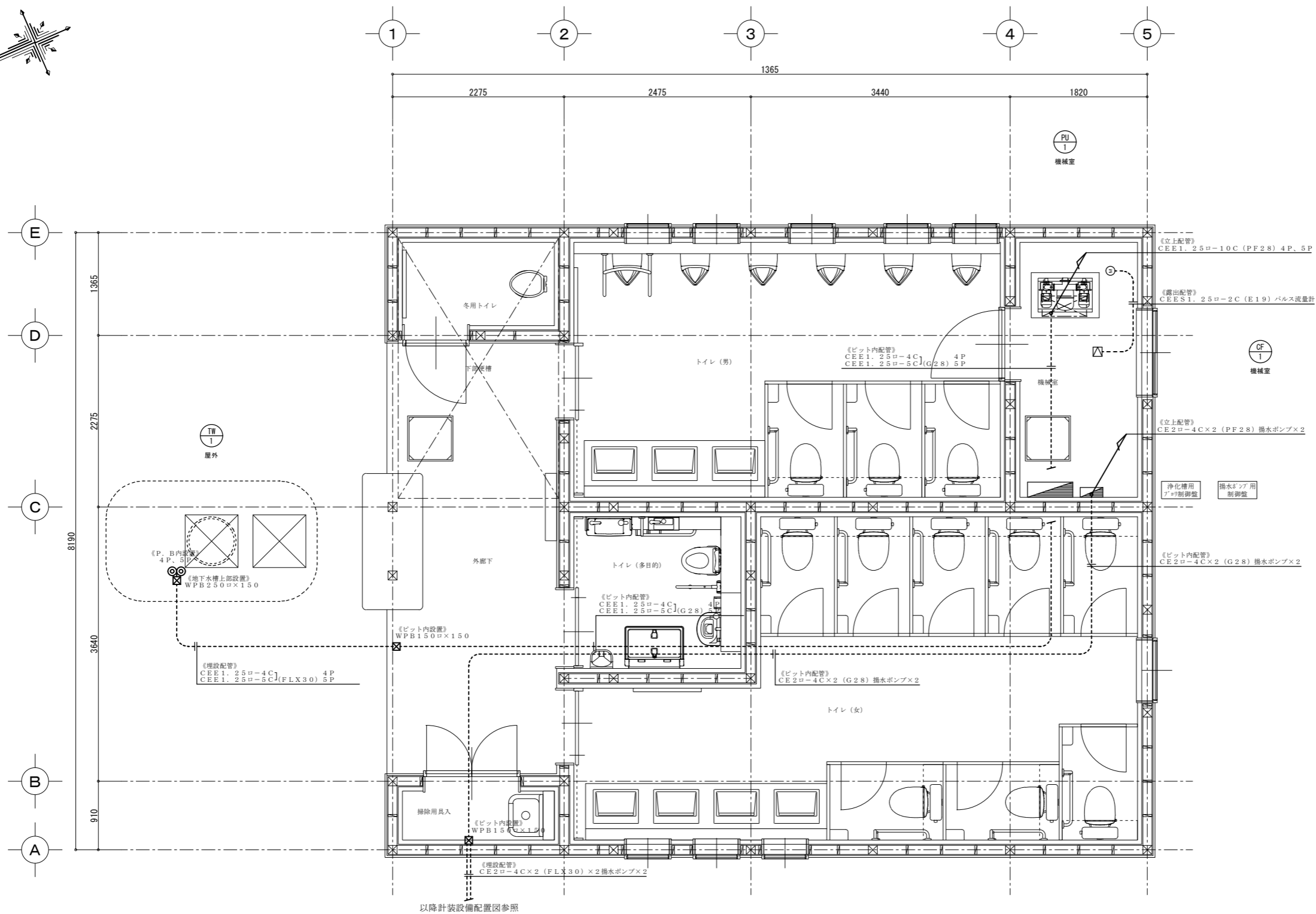
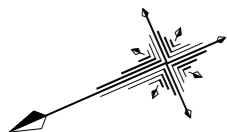
【トイレ新築工事】

工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	暖房換気設備 平面図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/30 A3: 1/60
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-14
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲屋町中央3-33-23	



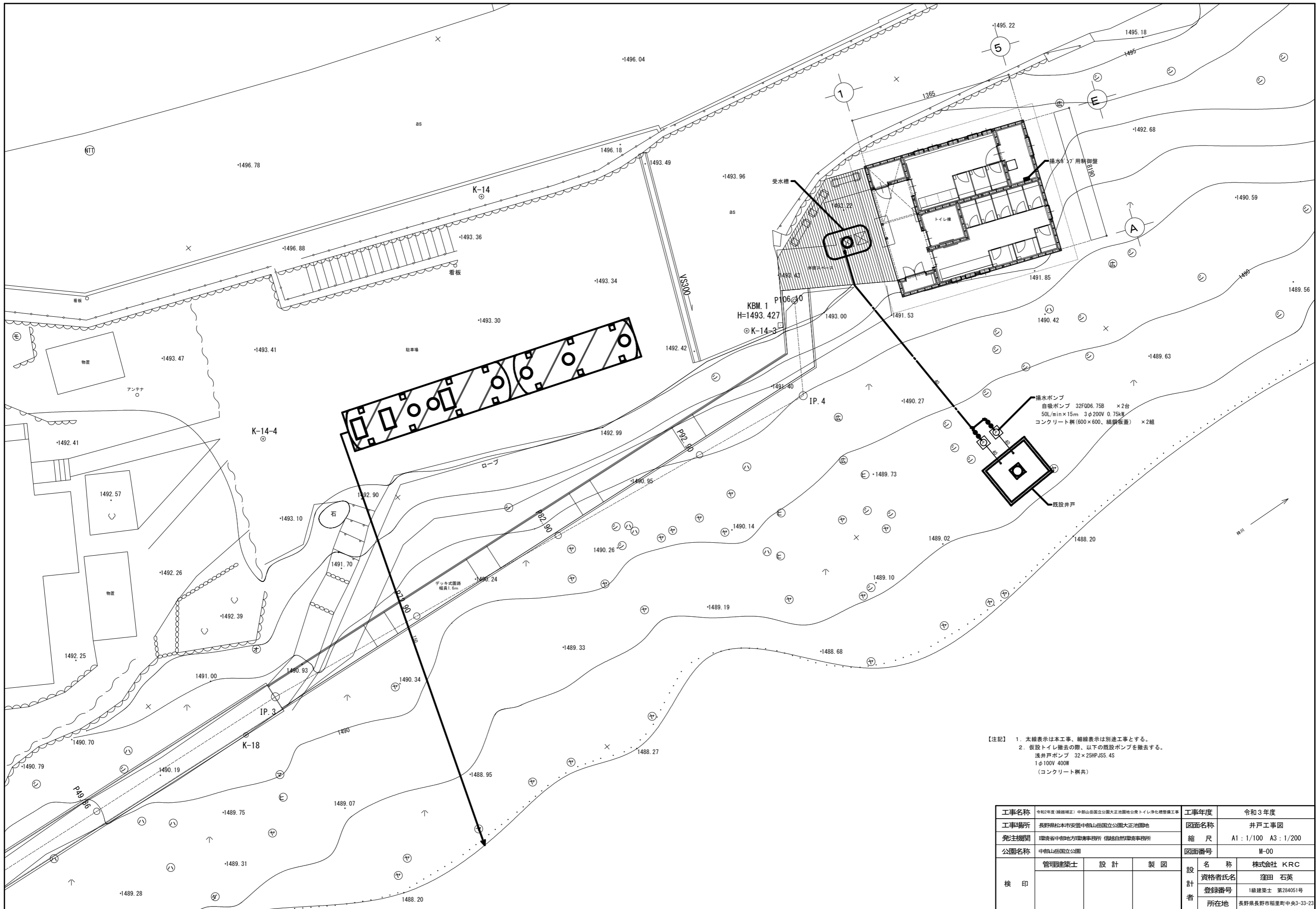
【トイレ新築工事】

工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	計装設備 配置図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/100 A3: 1/200
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-15
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地 長野県長野市稲屋町中央3-33-23		



【トイレ新築工事】

工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園大正池園地	図面名称	計装設備 平面図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/30 A3: 1/60
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-16
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	株式会社 KRC	
	登録番号	窪田 石英	
	所在地	1級建築士 第284051号	
	長野県長野市稲屋町中央3-33-23		



【注記】 1. 太線表示は本工程、細線表示は別途工事とする。
 2. 仮設トイレ撤去の際、以下の既設ポンプを撤去する。
 浅井戸ポンプ 32×25HP-JS5.4S
 1φ100V 400W
 (コンクリート樹共)

工事名称	令和2年度(繰越補正) 中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化機整備工事	工事年度	令和3年度
工事場所	長野県松本市安曇中嶺山岳国立公園大正池園地	図面名称	井戸工事図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/100 A3: 1/200
公園名称	中嶺山岳国立公園	図面番号	M-00
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23	

令和2年度（繰越補正）中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事 内訳書

<p style="text-align: center;">金 円</p> <p style="text-align: center;">(工事価格 金 円)</p> <p style="text-align: center;">(種目別内訳)</p>							
	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A	直接工事費						
I	機械設備工事		1.0	式			
		計					
B	共通費						
I-1	共通仮設費（積上）		1.0	式			
I-2	共通仮設費（率）		1.0	式			
II	現場管理費		1.0	式			
III	一般管理費等		1.0	式			
		計					
	合計（工事価格）						
	消費税相当額		1.0	式			
	総合計（工事費）						

(科目別内訳)

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
I	機械設備工事						
1	浄化槽設置工事						
1)	浄化槽設備		1.0	式			
	計						

